

日時：平成26年2月6日 13:30～19:45

会議出席者

<事務局>

森林環境総務課 芹沢課長、依田課長補佐、土橋副主幹、江原主任、渡邊主任

次第

1 開会

2 森林環境総務課長 あいさつ

3 議事

議題1 (仮称) 山梨県甲斐市・韮崎市太陽光発電所建設事業 第三分類事業届出書

議題2 (仮称) 山梨県甲斐市太陽光発電所建設事業 第三分類事業届出書

議題3 クリーンエネルギー清里太陽光発電事業 第三分類事業届出書

議題4 中央新幹線(東京都・名古屋市間) 環境影響評価準備書

議題5 その他

4 閉会

資料

(議題1, 2, 3関係)

資料1 判定に係る条例と施行規則の規定抜粋

資料2-1 甲斐市、韮崎市のメガソーラー計画について

資料2-2 判定基準に係る概況等(議題1関係)

資料2-3 意見書(甲斐市)

資料2-4 意見書(韮崎市)

資料2-5 審査参考資料(非公開審議)

資料3-1 甲斐市のメガソーラー計画について

資料3-2 判定基準に係る概況等(議題2関係)

資料4-1 北杜市のメガソーラー計画について

資料4-2 判定基準に係る概況等(議題3関係)

資料4-3 意見書(北杜市)

資料4-4 審査参考資料(非公開審議)

(議題4関係)

資料5 技術審議会意見の状況(中間報告)

資料6 公聴会での意見

資料7 中央新幹線環境影響評価準備書に対する市町長の意見

1 開会

(進行 依田課長補佐)

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催させていただきます。

2 あいさつ

(進行 依田課長補佐)

議事に入る前に、芹沢森林環境総務課長より、ごあいさつ申し上げます。

(芹沢森林環境総務課長)

本日はお忙しいところ、技術審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の議題となる案件は4つございまして、太陽光発電事業に係る判定に関する議題が3件、それからリニアの準備書に関する議題が1件でございます。

太陽光発電事業の案件については、本審議会と関係市長からの意見をお伺いした上で、環境影響評価手続きを行う必要があるかどうかについて、知事が判定を行うこととなります。

また、中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書については、事業者からの説明ののち、委員の皆様にご審議いただきます。

限られた時間ではございますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、引き続きお力添えをいただけますよう、お願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。

3 議事

(進行 依田課長補佐)

本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員のうち、11名の出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条第11項に規定される、2分の1以上の出席が得られましたので本審議会が成立していることをご報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。まず、次第がございます。次に、資料1が判定に係る条例と施行規則の規定抜粋、資料2-1が甲斐市、韮崎市のメガソーラー計画について。資料2-2が判定基準に係る概況等。資料2-3が甲斐市の意見書。資料2-4が韮崎市の意見書。資料2-5は希少種に係る資料ですので後程配布します。資料3-1が甲斐市のメガソーラー計画について。資料3-2が判定基準に係る概況等。資料4-1が北杜市のメガソーラー計画について。資料4-2が判定基準に係る概況等。資料4-3が北杜市の意見書。資料4-4は希少種に係る資料ですので、後程配布します。資料5が技術審議会意見の状況（中間報告）。資料6が中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書に係る公聴会での意見。資料7が中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書に対する市町長意見です。それから名簿になっています。それから追加の資料として追加資料1、2、3がございます。資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。

それでは、議事に入るわけではございますが、技術審議会を円滑に進行するため、傍聴人の皆様には、次の点についてご協力をお願いします。会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と賛否を表明しないこと。騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。会場において、飲食

又は喫煙を行わないこと。その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議長は会長が務めることになっておりますので、片谷会長に議事進行をよろしく申し上げます。

(片谷会長)

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。

本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。ということでご確認をお願いします。

「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行いますのでよろしくご願ひいたします。また、非公開の審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会議室から退出願ひます。以上、ご協力をお願いします。

本日の議題であります、太陽光発電事業の3案件については、事業者から提出されている追加資料について、事務局から説明を受けたのち、質疑応答及び意見交換を行います。その後、希少動植物に係る審議を非公開で行います。

会議の効率的な運営のため、まず3案件については、非公開審議を合わせて行った後、意見交換を行いたいと思います。

4つ目の議題であるリニア準備書の案件については、事業者から説明を受けたのち、これまでの意見の状況について事務局から説明していただき、意見交換を行いたいと思います。こちらも希少動植物に係る審議を非公開で行います。

■ 議題 1

((仮称) 山梨県甲斐市・韮崎市太陽光発電所建設事業 第三分類事業届出書)

<環境影響評価等技術審議委員出席者>

片谷会長、石井委員、大久保委員、工藤委員、佐藤委員、杉山委員、田中委員、角田委員、平林委員、福原委員、湯本委員

それでは、議題に入る前に、条例の判定基準の規定について確認しておきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：依田補佐)

それでは、説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料1をご覧ください。判定に係る条例と施行規則の規定抜粋となっております。環境影響評価手続を実施するかどうかの判定は条例等でどのように規定されているか、説明いたします。

条例では、第6条第3項で環境影響の程度が著しいものとなる恐れがあると認めるときは手続を要するとし、恐れがないと認めるときには手続不要といった記述となっております。

具体的には施行規則第7条で規定しております。施行規則では、次の要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなる恐れがあると認めるとしておりまして、4号まであります。

まず1号では、事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであること、かつ、その対象に対して、相当程度の環境影響を及ぼす恐れがあることとしております。対象はイからヨまでございまして、学校、図書館、博物館や種の保存法の希少野生動植物の生息又は生育が確認される地域、山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例の指定希少野生動植物種の生息が確認される地域などとなっております。

2号では、事業区域及び周辺に法令等により指定された対象が存在とあり、鳥獣保護区の区域などがございます。

3号は、事業区域及び周辺に次に掲げる地域が存在とあり、環境基本法の基準大気汚染、水質汚濁又は騒音に係るものが確保されていない地域、騒音規制法に規定する限度を超えている地域、振動規制法に規定する限度を超えている地域、環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化する恐れがあると認められる地域と規定しております。

4号は、標高が1600m以上である地域と規定しています。

施行規則第7条2項では、今までのいずれの要件にも該当しない場合であっても、事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ総体として今までの各号に該当する場合には環境影響の程度が著しいものとなる恐れがあると認めると規定しております。

今説明いたしました、事業区域及び周辺に対象が存在すること、かつその対象に及ぼす影響が著しくなる恐れがあるということが、手続きが必要になる条件となっております。

(片谷会長)

ありがとうございました。それでは議題1にはいります。

前回の審議以降、事業者から追加資料が提出されております。事務局から説明をお願いします。

(事務局：渡邊主任)

追加資料1（議題1，2）をご覧ください。こちらが事業者から提出された資料です。資料中、緑色の文字が修正部分になります。

まず6ページをご覧ください。角田委員から、そもそも表1-3-1で確認したのは地質ではないという指摘に対して、地質を自然物という記載に変更しております。

また、(2)は、穴観音の記載が抜けておりましたので、追記されております。

8ページも同様に地質体という表現に変更されております。

10ページについては、両性類を両生類に修正しております。

18ページについては、大久保委員から主に指摘がございましたが、周辺植生の確認状況で、ミズナラ等が周辺の植生として記載されておりましたが、その部分が削除され、文言の修正を行っております。

20ページですが、表1-4-9重要な植物種については、キンポウゲという当該地には確認されない種が記載されておりましたので、削除されています。残りのヘラオモダカ、カンガレイについては、水辺の植物であるという大久保委員の指摘を受けて事業者を確認しましたが、周辺にため池や河川があるため、この部分の削除は行わないとの報告を受けております。

34ページは、工藤委員からの指摘ですが、最新の結果に修正したとのことでした。

43ページは、角田委員からの指摘で、水源の場所を確認するということがございましたが、特に表2-4-3中の甲斐市簡易水道で使用している表流水の水源の場所ということですが、当該水源は計画区域とは流域を別にしているという報告がありました。

27ページについては、石井委員から景観計画との整合性を確認するようという指摘を受けまして、資料中の景観人触れの場の部分に、景観条例が施行しているということを記載しております。事業者としては、条例を遵守していきますということが、コメントとしてありました。

(片谷会長)

説明いただいた資料は、議題2についても共通ということによろしいですか。

(事務局：渡邊主任)

後程説明いたしますが、議題2の事業区域には韮崎市が入りませんので、27ページだけは議題1のみの説明となります。

(片谷会長)

次に、本事業における判定基準の概況、関係市からの意見、庁内関係課からの意見について、ご説明願います。

(事務局：依田補佐)

資料2-1をご覧ください。甲斐市・韮崎市のメガソーラー計画の判定についてという資料でございます。こちらで先ほど説明させていただいた事業地の周辺で対象地があるのかどうかといった視点から説明させていただきます。

まず1番の経緯・事業概要ですが、この部分はごく簡単に説明させていただきます。こちらの事業の事業者はSBエナジー株式会社で、事業規模は29ヘクタールです。

2番の手続きの判定に係る事項です。まず、施行規則第7条第1項第1号関係でどのようなものがあるかということがございます。水道原水の取水地点は、事業地周辺には水道水源が2か所存在しており

まして、そのうち1か所は同一集水域内となっております。

次に施行規則の規定で、住居が集合している地域というのがございます。これについては、当該事業を集水域とする東川の計画地直下に菖蒲沢地区の集落が存在します。それから、河川の下流域には岩森地区及び志田地区がございます。

次に、絶滅の恐れのある野生動物等の生息が確認されている区域ですが、これについては、後程非公開審議において説明させていただきます。

次に第1項第3号の関係で、その他の環境の悪化でございます。事業の実施に起因する表土の流出による濁水の発生、集水面積の変化に伴う河川環境の変化について、その影響を明らかにする必要があると考えております。

次に第7条第2項の関係ですが、隣接する事業があつて、それを含めれば対象となるかどうかということでございますが、既に1)と2)に対象となるものがあるのですが、工事時期、発電開始時期等から隣接する事業と合わせて総体として判断した場合においても1)2)に該当することとなっております。

次に資料2-3をご覧ください。資料2-3は甲斐市の意見になっております。この事業について、甲斐市では、山梨県環境影響評価条例の規定による環境影響評価その他の手続きは必要でありますという意見をいただいております。なお書きで、環境影響評価項目のうち「水象」「地形及び地質」「動物」については、特に重視するという意見をいただいております。

一番最後の4行目になりますが、伐採地の現状に鑑み、土地の有効利用の観点から一考の余地はあるものと考えます。とのこと。これは、既に伐採されていて、その土地を有効利用するという観点からも考えられないのかという意見でございます。

2番の理由のところ、4行目以降ですが、2つのメガソーラー計画の予定面積については、それぞれ30ヘクタールを下回る29ヘクタールであります。両計画とも準用河川である東川を挟み、非常に近接していること、工事期間がほぼ同じ時期であること等に鑑み、概ね一団地の開発による概況を呈していると認識せざるを得ません。といったような意見になっております。

次ページですが、すでに非常に広範囲な森林伐採が行われていて、雨水による下流域への水害等が現実的に想定されるということです。それから、計画地の山林は甲斐市都市計画マスタープラン及び策定中の甲斐市景観計画において、二酸化炭素の吸収機能、水源涵養機能、斜面地景観や山岳景観などを構成する要素としての景観形成機能などの維持保全を図る地域として考えていると。さらに埋蔵文化財の包蔵地が存在するといった意見も出されております。

次に資料2-4で、韮崎市からの意見です。意見としては、環境基本法や騒音・振動規制法など法令等を遵守する中で適正に遂行されるのであれば、太陽光パネルによる発電事業を計画することは可能と考えるということでございます。ただし、開発予定地の近隣には既に操業されているメガソーラー施設や他の開発計画もあるので、当該事業だけでなくこれらも含め広域的に捉え判定をお願いしたいということでございます。

以上です。

(片谷会長)

ありがとうございました。それでは、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

(角田委員)

文章は前回と比べ分かりやすくなったのでこれで結構です。

資料 2-1 2 1)①「水道水源 2 ヲ所存在し、うち 1 ヲ所は同一集水域内である。」どこに明記されているのか示して頂きたい。

(片谷会長)

事務局からお願いします。

図の 1-2-1 図が分かりやすい。どこの場所かをお願いします。

(事務局：土橋副主幹)

届出書の 42 ページをご覧ください。

届出書の 5 ページを見て頂きたい。

図の 1-2-1、河川の図 事業計画地の西側を流れている川、計画地の南側に 2 本送電線が伸びていて、2 本目の送電線のところに笠石という地名がありまして、笠石の「石」のところが水源となっています。

(角田委員)

この図にはもう 1 ヲ所入りませんか。

(事務局：土橋副主幹)

もう 1 ヲ所は、4 番の燕沢の西側になります。場所的には沢の反対側でエリアの外になっています。

(角田委員)

ご説明わかりました。1 ヲ所の集水域のところが今回予定地の真下にきているようなので、ちょっと承りました。

(片谷会長)

他の質問承ります。

動植物に関しては、新たな資料が出てきているわけではありませんが、何かお気づきのことがあったらお願いします。

(大久保委員)

誤字です。追加資料の 1 の 18 ページの下から 3 行目「しらぎの」と書いてあるのを「しらぎそ」と直してください。

(片谷会長)

甲斐市と韮崎市はかなり異なった意見を出されてきていますが、ここで総合的に判断せざるを得なく、どちらが正しくて間違っているという種類ののではなく、それぞれの自治体が検討された結果ですから、これを判断の参考にするということかと思えます。

関係市の意見に対するご質問等がありますか。

(佐藤委員)

甲斐市の計画地に埋蔵文化財があるとのことですが、計画地の中にあるのですか。

(片谷会長)

事務局お願いします。

(事務局：土橋副主幹)

学術文化財課からの情報で、計画地内にあるということを確認しております。どのくらいの広がりかというところまでは、確認しておりません。

(佐藤委員)

計画地の29ヘクタールの中に入っていることですか。

(事務局：土橋副主幹)

そうです。

(片谷会長)

他はいかがでしょうか。では特にご意見がないようですので、次の議題に移りたいと思います。

■ 議題 2

((仮称) 山梨県甲斐市太陽光発電所建設事業 第三分類事業届出書)

<環境影響評価等技術審議委員出席者>

片谷会長、石井委員、大久保委員、工藤委員、佐藤委員、杉山委員、田中委員、角田委員、平林委員、福原委員、湯本委員

(片谷会長)

次に議題 2 にはいります。

こちらも同様に、事業者から追加資料について事務局から説明をお願いします。

共通のところは省略して説明してください。

(事務局：渡邊主任)

追加資料 1 で共通のところを省略するとすべてになります。27 ページだけは、議題 2 に関しては、韮崎市が事業区域に含まれませんので、対象外ということでお願いいたします。

(片谷会長)

確認すると、景観条例を持っているのは韮崎市だけであり、SB エナジーの事業は韮崎市にかかっているけれども、こちらの議題 2 の事業は韮崎市にはかかっていないので、景観条例の対象地域には含まれていないということで、そこだけの違いでよろしいですか。

(事務局：渡邊主任)

はい。

(片谷会長)

次に、本事業における判定基準の概況、関係市からの意見、庁内関係課からの意見について、ご説明願います。

(事務局：依田補佐)

先ほどと同様に共通部分を省略して説明させていただきます。資料 3-1 をご覧いただきたいと思います。経緯・事業概要の部分では、事業者は山梨甲斐東平メガソーラー発電合同会社です。手続きの要否の判定に係る事項は、先ほどと同様です。

また、関係市からの意見は、甲斐市のみからの意見になります。以上です。

(片谷会長)

ありがとうございました。それでは、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

(片谷会長)

先に景観の話ですが、事業者は条例を遵守しますとっているわけですが、いかがでしょうか、石井委員。

(石井委員)

何をどう遵守するのか、これだけではわかりません。先ほどの甲斐市の意見では、甲斐市は現在景観計画策定中とのことですので、それらを含めるようにしていただかなければならないと思います。記述だけでは不十分だというのは明らかです。

(片谷会長)

他の委員の方はいかがでしょうか。

コンサルタント会社は同一ですので、資料はほぼ一緒になります。

関係市の意見も、こちらは甲斐市のみですので、甲斐市の意見はこの両者は一体のものであるという立場での意見ですので、意見は共通となっています。

(杉山委員)

両方とも造成の時に、20mくらい切土をして、別のところに盛り土をする計画になっています。そうすると、土中の重金属類によっては、酸化還元の状態が変わるので、重金属の溶出などが起きる可能性があると思います。両方の事業を合わせると、相当量の土が動くと思いますが、その辺について、両方の報告書には、土を計画地内で均一にならすだけで搬出しないので、一切影響はないというようにまとめているのですが、そのことについて、事業者側の意見は何かあったのでしょうか。

(片谷会長)

前回事業者が来て説明されたのは、今は斜面ですが、そこを若干平らにするために階段状に整地するので、切った分を盛ることに使うので、少なくとも土の搬出はないという説明でした。それによる重金属はどうかという話は、前回の議論の中では出ませんでした。

(杉山委員)

動かす土量が非常に多いので、その辺は考慮しておいたほうが良いと思います。両方共通の指摘です。

(片谷会長)

他にご意見がございますでしょうか。それではないようですので、次の議題に進みます。

■ 議題3

(クリーンエネルギー清里太陽光発電事業 第三分類事業届出書)

<環境影響評価等技術審議委員出席者>

片谷会長、石井委員、大久保委員、工藤委員、佐藤委員、杉山委員、田中委員、角田委員、平林委員、福原委員、湯本委員

(片谷会長)

続いて、公開にできる部分を先に進めます。議題3に入ります。

事業者の追加資料の説明ですが、その前に現地調査の状況をご報告いただけますか。

(事務局：土橋副主幹)

今回の調査は、佐藤委員に出席していただきました。希少動植物の関係で後程説明させていただきたいと思います。

(片谷会長)

詳細は後程報告ということで、佐藤委員に出席いただいて現地調査を行なったということだけ報告させていただきます。

それでは、事業者から追加資料が提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局：土橋副主幹)

追加資料2については、どのような形でパネルを設置するのかということを追加情報でこちらから求めたものです。基本的には、杭基礎で行うことを確認しました。

構造については、2～3mの間隔で杭を入れて、そのうえにパネルの架台を取り付けていくとのことです。パネルの設置方法などは、2ページ以降に写真がありますので、ご確認ください。

追加資料3については、前回の審議会で、南北をつなぐ動物の移動経路が確保できるのかという意見の中で、事業者から提出がありました。基本的なデザインはこのようなデザインですが、開放水面の場所を設置するとか、希少動物の往来道、杜の小道としておりますが、最初は2m程度だったものですが、4m程度まで広げるような形でサイトの中央部あたりに設置し、それ以外の小さいものを東側に一本設置することを考えているようです。

その中で、杜の小道という動物の移動経路については、杜の遊び場という施設を造って、実のなる木などを植えて、動物たちの休み場になるような場所を造ることを考えているとのこと。杜の小道のところにある遊び場の部分については、現地調査時に湿地というか水がわき出ているところがございます。そのあたりを一つターゲットにしているということがございます。もう一つ、東側にある杜の小道②というところにも、用意するようです。以上です。

(片谷会長)

次に、本事業における判定基準の概況、関係市からの意見、庁内関係課からの意見について、ご説明願います。

(事務局：依田補佐)

資料4-1をご覧ください。北杜市のメガソーラー計画の判定についてです。

これは、事業概要になりますが、事業者は北杜市です。事業の種類は宅地の造成の事業で太陽光発電事業です。事業規模は23.2ヘクタールです。

2番で手続き要否の判定に関わる事項ですけれども、第1項1号の関係では、水道水源が1か所周辺に存在しますが、集水域は異なるため、この条項には該当しないと考えられます。

次に住居が集合している地域ということでございますが、周辺には住居はございません。周辺ではありませんが、地域住民に影響があるとすれば、関係車両の運行により影響が生じることが考えられます。ただし、影響は軽微であると考えます。また、影響が無視できない地域については、事業者は環境保全措置を検討しております。影響が軽微ということですので、1つは、工事車両は最大1日45台を見込んでおります。運行ルートは国道141号において、全体の交通量に対する割合は1%程度でございます。この141号から外れた静穏な地域では、事業者は交通安全対策とエコドライブの徹底を検討しているとのことです。

次の絶滅の恐れがある野生動物等の生息が確認されている区域については、非公開審議において説明いたします。

次に第1項第2号関係、文化財保護法に該当する名勝又は天然記念物は確認されていません。

次に第1項第3号関係、その他著しい環境影響があるかどうかということですが、対象となるものとするれば、騒音振動等がございますが、現況から1%程度の増加となります。

第2項関係については、周辺に同種の事業はありませんので、該当はありません。

次に資料4-3をご覧ください。北杜市から意見をいただいております。環境影響評価その他の手続きが行われる必要はないという意見です。理由としては、条例施行規則第7条第1項及び第2項に掲げる環境要素について、相当程度の環境影響を及ぼす恐れは認められないため。

(片谷会長)

ありがとうございました。それでは、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

(佐藤委員)

現地調査の状況をご報告します。

現地は横幅1km位で、3分の2くらいを歩いて踏査しました。

特徴的なことは、放棄された牧草地でもありますが、土地の北西側との南東側に沢が一本ずつあります。水量は少ないですが、標高1300mのあの場所で流れている状態でした。水温はかなり高めでおそらく湧水だと思います。この湧水が土地の真ん中に一本入っておりまして、それがちょうど杜の小道①の真ん中あたりから湧いています。全部で3本の沢が入っていました。

この湧水にそって、左右の山から動物たちが通っている道が随所にあります。鹿も見ましたし、鹿のふんもたくさん確認しました。事業者の用意した図面に「小道」というものを設定していただいておりますが、非常に大事であると感じました。1kmに渡ってフェンスで囲まれたものが出現しますと、おそらく動物は移動できませんので、迂回することになってしまうということで、現状メインで使っている獣道が3本ほどありましたので、それを生かしつつ残していくという現実的な仕立てにすると良いのかなと思います。事業者の考えた小道の幅は狭すぎると考えており、10m程度の幅のものをつくらなければならないと思っています。

人里から離れており、平たい言い方をすれば、この場所をメガソーラーにしなくてもよいのではないか、他の利用形態があればそのほうが自然景観的にもふさわしいのではないかという、非常に優れた自然環境が残っている場所だという印象を受けました。

(片谷会長)

今の佐藤委員のご意見では、杜の小道的な部分は必要だが、幅が足りないということでした。

(福原委員)

佐藤委員にお伺いしたい。

メインに使っている獣道が、3つあるとお聞きしました。それは図面で言うと、どの方向からあるのでしょうか。

(佐藤委員)

道は左右からありまして、追加資料3でいうと、角度は違いますが、真ん中に入っている3本の位置に、北側から南側に三等分する形で入っておりました。

(福原委員)

パネルの配置計画がありますが、パネルに対して獣道が交錯しているということではないのですね。杜の小道と同じような獣道があるということではよいですか。

(佐藤委員)

角度は違いますが、おおむねこの位置にあります。

ただ、パネルは機械的に入れるのでしょうか、河川は自然を利用して入れることを考えているようですが、問題があると思います。湧水ですし、基本的には河川をいじらずに、左右の決められた距離を残しつつ、他を利用する形が良いと考えます。

(福原委員)

パネルのような低い高さの人工物があつた場合に、小動物等の移動に際して抵抗を感じたりすることはないのでしょうか。

(佐藤委員)

抵抗はあると思います。現状は樹木がない状態で、少しだけ牧草地の中に木が残っています。鳥たちはそういうところを利用して木から木へ伝わって、南側の森から北側の森に移動しています。

細い道を残すことはあまり効果がないので、枝同士が触れ合うように植栽されていて、北側と南側の森が帯状につながっているというイメージがないと、示されている図面ではかなり不足だと感じます。

(福原委員)

鳥類についてはわかりました。哺乳類の小動物はいかがでしょうか。

(佐藤委員)

それも同じだと思います。例えば鹿は、幅1mあれば移動できるということで、1mだけ残されてもそれでは無理です。北海道のエゾジカの例でも、道路にパスがつくられています、それなりの幅を残して、パスには植栽して鹿が安全に通れるような工夫がされているので、そうしたことが必要だと思います。

(福原委員)

実は、菖蒲沢の計画地に足を運んで確認してきました。

皆様が思っている以上に、装置からは非常に耳障りな音がたくさん出ます。

そういった音が、小動物等にどのように影響してくるのかを考えて判断し、他の2つの案件も考えていかなければならないと痛感しました。

(角田委員)

今まで真ん中に流れていた河川をつぶしてしまうということは前回質問しました。

追加資料3に記載されている、青の点線が地下水路になり、開水路というところは、この部分だけを地表に出していると思います。この地形からいくと、普段はほとんどの所から湧水しているのだろうということで、この状態でも飲みきれるのでしょうけれど、地下水路の断面を見ると幅1m深さ1mくらいですが、これで十分でしょうか。

(佐藤委員)

どうでしょうか。

全体的な問題から行きますと、湧水ですので基本的にはいじらないでパネルを設置してほしいという意見です。

沢や護岸を一切いじらずに、できれば川の左右5m位は現状のまま残してもらって、日影になる高木は切らざるを得ないと思いますが、基本的にはアブラチャンやズミといった低木ですので、そのまま残して差支えないと考えます。流路変更せずに面倒ですがパネルは川を避けつつセッティングすることが良いと思います。

(片谷会長)

事務局は何か情報を得ているのでしょうか。

(事務局：土橋副主幹)

川を残すか残さないかということについては、事業者の考え方があると思いますが、水路が発生した水を流せるのか流せないのかという点については、今後の林地開発許可の段階で、かなり厳しい防災面の審査が出てきますので、そういったところで最終的な管路の大きさは決定してくると思っています。

(佐藤委員)

希少種には触れませんが、この場所に冬に湧水があるということは、夏もあるということで、状況からすると、中に残されている水を利用するために鳥類を含めた動物たちが訪れており、その中に希少種もいることを考慮すると、やはり基本的には川をいじらないということに徹するべきであると考え、途中に開水路をつくるということになってはいますが、一切不要と考えておきまして、現状のまま残すとい

うことが、私の意見でございます。

((片谷会長))

佐藤委員の意見は、現状の水路には手を付けずにパネルの配置を考える必要があるということですので、そういうご意見が出ているということを経後の判定に反映させるということになるかと思ひます。

(角田委員)

佐藤委員のご意見は良いと思ひます。現状の整地して潰さないようにして砂利などかぶせるというよ
うな施工の仕方だと思ひます。

私が言っているのは、普通の湧水は良いと思ひますが、大雨や洪水の場合に、図にある幅や深さでは大丈夫でしょうかということを知りたいのですが。

(佐藤委員)

現状見た範囲では、氾濫の後である水芭蕉があるよ
うな黒い湿地が残っているという部分はなく、ず
っと同じ場所でするところ伏流しながら流れているという地形でした。

パネル設置の工法から見ると、特にコンクリートを設置するわけではなく、パイプを打ち込んで上から置くだけですので、雨が降ったりしても現状の状況から、地形を変えないと事業者は言っておりますので、そんなに出水状況が変わるとは思いませんでした。

(片谷会長)

事務局は何かありますか。

(事務局：土橋副主幹)

造成について、発言することはありません。

(片谷会長)

元が牧場ですから、特段急傾斜というわけではなく、比較的平らな土地で、しかもパネルはこの細い脚で持ち上げて設置するということですので、それによって何か水害的なことが起きるとことは想定しなくても大丈夫という工学的な観点からの感覚です。

(角田委員)

おおむね了解しました。念のため、図を見ると幅1m深さ1mの地下水路を作るということになっているので、つくるのだと思ひますので、これをもう少し深くするとか、あるいはあまり深くすると自然な状態に流れ込まないということであれば、横を広げるといった工夫を考えるべきではないかという、参考意見です。

(片谷会長)

設計上の配慮ですね。追加資料3に記載されている排水路は、管理用道路の横にある一種の側溝のようなものですね。敷地全体のパネルを設置されるところに、降った雨はそのまま地面を流れていくということで、これは管理用の道路に降った分の雨が流れていくための側溝に相当するものがと私は理解し

ております。

(角田委員)

洪水の時を限定して意見しておりまして、普段の湧水はこれでよいと考えております。

(片谷会長)

基本、普段湧水が流れている水路は、手を入れないでほしいというのが、佐藤委員のご意見ですので、できるだけ動物のための生活空間を残すという趣旨です。もちろんだうやっても人間の手が加わる場所が出てきますので、そこに関する水の流れというのは施工上の配慮が必要ということだと思います。

(田中委員)

今の話で、他の2件も同様ですが、パネルの下は土で、上がふさがれて大雨が降った時に、パネルがある場合とない場合が本当に同じなのかということについて、私は明らかに速度が変わるので、明らかに大水が出る可能性があると考えます。専門の方がいかがでしょうか。

大きな面積が細かく区切られたパネルで覆われて、パネルのところは早く流れて地面に落ちるわけですが、全体的に見れば相当違うのではないかと素人的に考えてどうなのかなと思うので、はっきりしたほうが良いのではないかとこの点があります。

それから、ここは自然環境の観点から言うと、もともと森林だったところを伐採して牧草地になっているわけです。その牧草地が放棄されていて今度は森林化が進んでいるところです。もし開発がなければ本来の森林に戻る、又は風が強ければ粗地になると思います。そういったところを開発すると、未来永劫森林に戻る余地がなくなるわけです。そういうものはポテンシャルに対する影響ですが、日本の環境アセスでは考えなくてよいということになっていると思いますが、地域の自然環境という意味で言えば、やはり開発がある場合とない場合を考えて、ない場合は明らかにその自然のための土地がなくなるわけで、今は森林がないといっているが、将来は森林になるわけで、この案件に対してどうかといっているわけではありませんが、今後そういったこともしっかりと考えなければ、結局は最初に何かの理由で森林を伐採しておけばよいことになってしまいますので、累積的な影響や、ポテンシャルに対する影響も考えなければいけないという感想を持ちました。

(福原委員)

田中委員の意見につながりますが、前回の審議会でも意見を申し上げましたが、事業が終了したところでどうするのかということを考えなければいけないのではないかと。例えば、産廃にするのかりサイクルするのか、それと今のような考え方は似ていると思います。

ここだけではありませんが、基礎をコンクリートでつくる場合と、アンカーを打つ場合、今回のように杭を打つ場合、写真を見た限りにおいて、亜鉛メッキをしているパイプを深く打ち込んでいるわけですが、専門ではないのでお教えいただきたいのですが、亜鉛メッキが長い年月の間に溶出して負荷になるというようなことも考慮しなければならないのか、しなくてもよいのか。

ヨーロッパなどに行くと、なるべくそういう素材を使うのをやめつつあります。遮音壁などにメッキしたものを使っていると、長年の間に溶出してその辺の土壌が変わってきてしまうということで、なるべく天然素材を使うことで調整していこうという話をドイツ、オーストリアで何度も聞きました。そういったことからいくと、長年で見ると同じようなことがあるとすると、負荷としてみる必要がないのか

と思いますが、他の委員で化学が専門の方がいればお教えいただきたい。

(片谷会長)

溶出する可能性はゼロではないと思います。しかし、既にこの種の太陽光発電所は日本中に大分できてきており、そのような場所でモニタリング、事後調査した結果が既にあり、県内にも米倉山がありますし、施工実績のあるところでの調査データを見ながら、きちんとした対策をとっていくことが可能な段階に来ています。注意をきちんと払っていくことでカバーできる範囲であるというのが、会長としてではなく、一人の委員としての意見です。

先ほどの雨の問題に関しても同じことが言えると思います。既に県内での施工実績がありますので、例えば昨年の夏の集中豪雨的な降雨の際にどういう状況であったのかというのは、既に事業者サイドでわかっていることはあると思いますので、そういう情報を集めていただくということです。もしこのまま施工されるとしたら、事業者が自主的にそういった情報を収集して必要な対策をとるということが求められるということだと思います。

(佐藤委員)

専門外のところですが、この牧場は恩賜県有林で、私の理解ですと北杜市に土地を貸し出しているということで、使用目的が終わって、現在メガソーラーとして同じ方が申請されているが、こういう形というのは、こういった形で県民に説明できるのかということです。

(片谷会長)

事務局は何か把握されておりますか。

(芹沢課長)

県有林課の所管になりますが、牧場として市に貸していました。市の方で用途変更したいということで、用途が変わっても貸すことができるということで引き続き貸すことになっております。

(片谷会長)

当然県に無断で用途転用するということはないと思いますが、少なくとも法や条例に反しない手続きがなされたうえで今回の届出が出てきているという理解でよろしいでしょうか。後で確認して、審査会に報告してもらえればと思います。

(工藤委員)

事後の管理についてですが、他のメガソーラー地域で背の高い雑草が生えて日影になって困るという話を聞いておりますが、このサイトに関わらず、他の2件についても非常に広大な地域を草があまり伸びないように管理するために、除草剤のようなものを使用すると動物の水飲み場になっていることもあり、そういった水質の問題があると思いますが、その点について、事後にそういったことがないように管理がされるよう、保証される必要があると思います。

(片谷会長)

生物への影響が出る話ですので、単なる除草剤による雑草管理にならないようにというのは、重要な

意見ですので、事業者に伝えていただくようにします。

(片谷会長)

それでは、希少種に関する審議に入りますので、傍聴人、報道の方は退室願います。
事務局は配布資料を配布してください。

=非公開審議=

(片谷会長)

議題1の結論を出さなければなりません。委員の方のご意見を賜りたいと思います。
選択肢は、要不要の二つですが、不要の場合であっても環境配慮に関する様々な意見を付すという選択肢もあります。

(田中委員)

以前の事例を含めて、アセスをやらない場合、委員会でもかなり細かい指示や提案はその後どのようなようになるのでしょうか

(片谷会長)

米倉山の事例を事務局お願いします。

(事務局：土橋副主幹)

米倉山の例では、事業を進めていく中で事務局に相談に来る中で、当時の判定の範囲内で事業の調整をしています。

(田中委員)

例えばアセスのフォローアップのときのように、この席の中で報告がなされたり、意見を言ったりというのはあるのでしょうか

(事務局：土橋副主幹)

基本的には適用外にしますということになりますので、附帯意見の中でお願いしておいて、事業者が対応していくという進め方になります。

(田中委員)

あとは野となれ山となれとなるのは困るので、会としては専門家の意見を協議しながら行政指導を受けながら進めていくというのは明示するのでしょうか。

(事務局：土橋副主幹)

プランを立てるにあたり、県と協議や情報提供する中で進めて行きます。審議会にそのために集まるのは難しいですが、折に触れて説明するという形になります。

(片谷会長)

米倉山のときも何かの審議をする場で景観上の問題についてとか鳥類の資料などかなり簡単な資料ですが、見たことはあります。あれは事業者が自主的に出されたものですか、事務局が指導して出したものですか。

(事務局：土橋副主幹)

今、正確な回答ができないのですが。

(片谷会長)

そういう資料が出てきたことはあります。事業者が自治体と民間で違うかもしれませんが、条例上明文化したものが無くて第三分類事業で手続を要しないとした場合でも、企業の場合であればCSRのような位置づけで、自治体であれば自治体の責務としてフォローアップとして行っていただくのは、この制度の中で運用は可能だと思います。

(福原委員)

古い記憶ですが、2010年1月に現地調査をやりました。そして、つい最近米倉山に行きました。2010年と思っていたところと違う様子が結構ありました。県が事業者とコミュニケーションをとりながらフォローアップしていかなければ難しいのではないのかと思いました。そういう中で当時パソコンの配置と音の大きさなどそんなに大きくは考えられないなと思っていましたが、もっとまじめに今の技術でどう対応するのかをやっていかなければ、米倉山では問題になりませんが、今回は問題になる可能性はあると思います。本来ならば一箇所に既存のものを含めて三つの事業になるので、マクロ的に見れば対象になりますけれども、第三分類の中でなるべく具体的に我々の出す提案を受け入れて事業者が受け入れていかざるを得ないと思います。

(片谷会長)

条例の第6条第2項というのが、資料1で説明がありましたが、環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。これは審議会に対してです。その他のとありますから条件をつけるのは条例上可能だと言えます。アセスをしなくていいというのは環境保全をしなくていいというわけではないので、措置は十分実施して調査を実施して環境影響を最小限にする責務は事業者にあるというのは可能ですね。

(事務局：土橋副主幹)

社会的な責任として可能です。

(片谷会長)

そこは議事録にも明記して事業者の社会的責任としてこれこれという環境保全措置を求めるというのは可能ですね。そういう前提で結論を決めたいと思います。

佐藤委員や大久保委員が懸念されている多くの動植物に関する影響は、施工までであれば調査した結果にも基づく施工方法の再検討の対象に反映させることは出来るという解釈は可能ですか。

先ほど審議した動物ですと、いつでも調査できるものではありませんが、それを十分実施してから、も

のによっては施工が始まってから調査を継続することは求められると思いますが、その対処でよろしいでしょうか。

(田中委員)

ここで一つ一つ洗い出して言うことは難しいと思うので、専門家の助言を受けながらすすめていくということを、この場ではっきりさせていくことが重要だと思います。追加的に施工時にアドバイスを受けてやるということをはっきりすればいいのではないのでしょうか。

(片谷会長)

環境保全措置の中身は佐藤委員や福原委員から細かい意見や要注意意見は出ていますが、それは事務局で整理してもらい、残りの部分は事務局に出してもらって、それを附帯条件としてそれを守ってもらうのは事業者の社会的責任ですと宣言する形が一番有力な手段かと思います。

(角田委員)

審議会にプラスして市町村意見もつけてということですね。

(事務局：土橋副主幹)

はい。

(片谷会長)

一つ一つ結論を出します。議題1の甲斐市・韮崎市の案件ですが、アセスの手続を求めるか条件付でアセス手続自体は求めないと思います。

(佐藤委員)

手続を求めないとして附帯条件をつけるのはありますが、県が指導し続けられるのかすっきりしていません。ここでしっかりしてくださいといってもその保証はないかもしれないという不安があります。なので、希少種が問題になりそうな場面においては、やっていただくしかないと思います。事務局といえども仕事ですから変わられたりすると何年も事業をやっていくので、その部分をどうするのですか。

(片谷会長)

希少種の動植物に関しては自然保護の条例でチェックはかかりますよね、いることが分かった場合。

(事務局：土橋副主幹)

届出が必要な種はかなり限定されていて先ほどの種では多分ありません。

(片谷会長)

あと森林伐採がありますから、森林法の規制対象にはなりますよね。チェックに係るとすればそのあたりですね、あとはアセス部局が事業者とのやり取りの中でCSR的な部分でやっていただくということですね。

(大久保委員)

メガソーラーが二つあって、甲斐市の意見はアセスの手続が必要であって、韮崎市の意見は必要はないだろうと、ほぼ同じ条件なのにこっちはやるでこっちはやらない。これはどういう扱いするかですね。

(片谷会長)

韮崎市の意見では諸々の環境配慮をさせることを条件としていますので、ここで言っていることと変わりません。甲斐市は手続をやってほしいというご意見ですが、様々な付帯条件を課すことで、その意見に近づけたと言っているかという判断になるかと思います。最終的な判断は知事がされるわけで関係市町村長の意見はその際の参考意見とするという位置づけでよろしいですよ。

両方の意見をきっかりそのとおりと聞くというのは無理ですので、ややここで議論しているのは韮崎市に近い意見ということになります。

(佐藤委員)

事業者は文献調査のみで現地調査をやっていないので、非公開の部分で希少種の確認が県の資料で出ましたので調査をやっていただくしかないと思います。きちんと調査をした上で着工していただくしかないと思います。

(片谷会長)

着工前の動植物調査をした上で設計に反映させて施工にも反映させることを条件として強くつけるということですがそこは可能ですね。

(事務局：土橋副主幹)

条件の強弱はありますが、あと一つ制度の判定基準の中で2項の部分で国のほうで同じ規定を持っています。国の規定でも隣接して行われる事業について事業者の単複は関係ないというところもありますので、今回エリアの話ですがそういった面でもご検討いただきたいということでこの部分も考慮する中ですすめたいと思います。

(片谷会長)

時間がないのでここで結論を出したいと思いますが、皆さんの心配されるご意見も出ておりますので、それを十分事業者に対し、傍聴席にもいると思いますので伝わっていると思いますが、もしアセス手続を必要としないという結論になっても環境保全手続をしなくていいということでは決してありませんから、そのことを強調した上で、条件をつけて図書を作る手続は求めない。ただし、調査は十分していただいて、逐一事務局あてに報告していただくという形でまとめにしたいと思います。

(田中委員)

要するにアセスをやらないということですね。

(片谷会長)

アセスの図書を作ることはしないということです。

(田中委員)

私もそれでいいと思うのですが、佐藤委員が先ほど言われたことが事前に調査するということがアセスをしない限り可能にならないということになると話が変わると思います。もう一つ、アセスをやったからと言って環境保全が本当に進むのかというのがあって、これは日本のアセス制度の欠陥ですが、いろんな調査が増えて肝心なところが形骸化していることもあります。ここでは環境保全が本当に進むのかどうかちゃんと環境配慮が出来るのかが重要だと思うので、きちんと専門家の先生に最初から最後までアドバイスを受けながらやっていけばアセスを追加的にやるよりも環境保全が進むかもしれません。

(片谷会長)

この事業者さんは環境を守ることを標榜されている事業者さんですから、CO₂を削減するために希少な動植物を絶滅させるようなことは当然されないとと思いますが、そこは事務局で継続して監視していただくこととなります。それがうまくいけば田中委員のおっしゃったようにアセスとは別の形で環境保全が達成された事案になりますので、ここではそういう結論を出したいと思います。

(佐藤委員)

事業者さんのスケジュールでは、希少種の繁殖期に調査していただくということを県が指導した場合に、計画地に希少種が影響のあるエリアにいたとなった場合に代替措置は出来ませんということになるのですが、それでよろしいですか。

(片谷会長)

事業をするなという指導は県には出来ないと思います。

(佐藤委員)

繁殖地があった場合、その繁殖地を破壊する行為は法律で禁止されていますので、山梨県だけの問題ではないわけですね。

(片谷会長)

静岡空港のときに木を何10本か残したという例があるのは承知していますが、それが見つかったから事業をするなという権限は県にはないし、アセスをした場合でもそれは同じこととなります。保全のための努力はしなさいということ出来ます。

(佐藤委員)

それは国民としての義務ですよ。日本国民としての鳥獣保護法に従わなければなりませんよね。

(片谷会長)

それは当然そうなります。

(福原委員)

専門家の意見を具体的に聞いていくことがすごく大事だと思いますし、例えば専門家の方々と個別に話せるような環境づくりをして、いい方向に持っていく考え方も取り入れていくべきだと思います。

(片谷会長)

それは私も全くの同感です。

(大久保委員)

アセスをしないということでも結構ですが、一番大事なことはアセスだけはやるけれどもその後のケアや方法は変えられますね。今回の事業もそうですが、是非相談してほしいということは要望としてほしいです。

(片谷会長)

その点については事務局から事業者によく伝えてください。事業者から相談があればいつでも受けられますので。

一番目の案件については、様々な環境保全の附帯意見をつけてアセス手続自体は不要という結論にさせていただきたいと思います。

二番目の案件について、一番目の案件と違う結論にすることはよほどそこに希少種の巣が集中しているということが分かっていない限り結論を変えられませんので、同様の結論とさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

三番目ですが、これは事業者が市ですので、当然市長意見は手続を要しないという意見ですが、これについては佐藤委員からかなり具体的な意見が出ていますので、その内容を伝えていただいて動植物保護のための設計上の配慮を最大限、特に水路に関する具体的なお指摘がありましたので、この場で記録に残りますし、市としてぜひとも実行していただくという条件を付すということによろしいでしょうか。

では、三番目につきましても附帯条件をつけた形で手続は要しないという結論にさせていただきます。附帯条件として今まで発言されたものについては事務局が整理してくれますが、それ以外に条件を付したほうが良いという意見は、事務局いつまで。

(事務局：土橋副主幹)

申し訳ありませんが、12日頃まででいかがでしょうか。

(片谷会長)

では12日までにご意見を寄せていただいて、事務局で整理したものを各委員に確認したうえで答申するというので、最後の文言調整は会長一任でやらせていただきたいと思います。まとめた段階で一度ご覧いただきますので、よろしいですね。

(田中委員)

今の議論で出てきたものは最初から書いていただけのですね。

(事務局：土橋副主幹)

はい。

(片谷会長)

ここで終了させていただきます。続いて議題4に入るわけですか、休憩をはさみます。

■議題 4

(中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書)

会議出席者

<環境影響評価等技術審議委員>

石井委員、大久保委員、片谷会長、荒木委員、佐藤委員、杉山委員、田中委員、角田委員、平林委員、福原委員、湯本委員

<事業者等出席者>

東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部 環境保全統括部

上野担当部長、後藤担当課長、篠原副長、杉田副長、鬼頭主席

東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部 環境保全事務所(山梨)

島川所長

アジア航測株式会社

大橋主任技師、水口技師、藤本技師、日比野係長、仲條氏

国際航業株式会社

藤原主任技師

(片谷会長)

では、予定より大幅に遅れまして失礼いたしました。事業者の皆さん、お疲れさまでございます。ご出席いただきましてありがとうございます。

では、議題4 中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書に関する審議に入ります。

まず、前回までの指摘事項および中間報告でございますが、これに対する検討結果について事業者からご説明を受けたいと思います。

また、いつものように限られた時間でのご説明をお願いしますので、申し訳ございませんがご協力をお願いいたします。

(JR 東海：島川所長)

それではよろしく申し上げます。

ちょっと、すみません、今日のはどが枯れておりまして、聞き苦しい点がありますけれども、よろしくお願いをいたします。

まず、共通のほうの資料集のほうからご説明させていただきますが、資料集の共通というほうをご覧ください。

これは前回、12月19日の中間報告の際にも事後調査およびモニタリング等の考え方について整理をするようにというお話がありました。これに基づいて事後調査とモニタリング等についてまとめたのがこの最初の1ページ目の資料でございます。

この資料につきまして、1ページのほうをご覧くださいますと、まず事後調査についてですが、これは準備書のほうにも記載してありますとおり、水資源の動植物、生態系につきまして、水資源について

は地下水の水位、地表水の流量の測定を行っていくと。これは水資源について事後調査をやると、書いております。そのほか動物については、保全措置の、今回の不確実性のある重要種についての生息状況を確認するものとして、具体的には多自然川づくりを行った付け替え河川における保全対象種の生息状況の確認、あるいは営巣環境の整備といったものの種に事後調査を行うということが準備書にも書いてあります。植物生態系についても、準備書に書いてあるのと同じです。こちらはちょっと繰り返になります。

今回、新たにお示ししますのは、下のモニタリングのほうでございまして、モニタリングについては、行いますと、今までお話してきましたが、具体的にどのような考えか、というのをこちらにまとめております。これらのモニタリングについては、結果については公表いたしますが、まず大気質についてですけれども、大気質は工事ヤード、工事用車両ルートにおける測定としまして、二酸化炭素、SPM粉じん等を対象として行います。

(片谷会長)

すみません、今の二酸化窒素ですね。

(JR東海：島川所長)

すみません二酸化窒素、浮遊粒子、SPM粉じん等を対象といたしまして、測定個所は環境基準との差とか、あるいは寄与度を考慮して選定してまいります。また、工事におけます騒音・振動、これも工事ヤード、工事用車両における測定を考えております。

また、供用時におきましても、これは列車の走行時におけます騒音・振動・微気圧、これは環境対策工の配置状況を加味して考慮いたしますが、これについてもモニタリングを行って、結果を公表したいと思っております。

また、水環境につきまして、水質、水底の底質、これは主に排出先、あるいは改変する部分についてのモニタリングを行っていきます。地下水、水資源につきましても、水質pH、要するに自然由来金属、あるいは酸性化の確認を行ってまいります。地下水についてはトンネル計画路線周辺の井戸等を設定してまいります。まだ水資源については地上区間ということでありまして、これは盆地も含めまして、地下水の高い井戸等で行っていくということを考えております。

また、土壌環境ですが、地盤沈下、これはトンネル区間における水準測量を実施してまいります。これは土盛りが浅くて、住居等の存在する区間から選定していくことを考えています。

土壌汚染、これにつきましても掘削土砂における自然由来の重金属、酸性化の可能性を確認してまいります。これは事前に、トンネルを掘る前に事前に調査を行います。これに基づいて土砂搬出の確認方法等も決定してまいります。

このほか、日照、電波障害につきましては、これは補償のための調査を行いますので、この補償のための適切な調査として行います。

また、文化財については、法令に基づいて必要な試掘等の調査を行っていきます。

上記の内容についてですが、今後さらに検討を加えて、このモニタリングの考えにつきましても評価書に考え方を整理して記載したいと考えております。

続きまして2ページ目以降でございまして、これは中間報告の際に専門家のヒアリングにおけます質問事項、専門家の見解、そして事業者の対応状況等を取りまとめたものを提出することというふうな当面を提出を求める事項として上がってきました。これについてでございますが、今回、調査、手法、結

果、そして予測結果等について、各段階で専門家のヒアリングを行っておりますので、準備書に掲載しております主な技術的助言の内容、これを主なヒアリング項目ごとにまとめて、方法書、準備書の対応状況を右側を書いて、一つの表としてまとめております。具体的な説明については時間の関係で割愛させていただきますが、このように助言内容について、どういった項目でこれを聞いているのか。そして、実際にどのような対応をしたかというのを一覧にまとめているというものを作成して今回お示しをさせていただきます。

続きまして5ページでございますが、これも同じように関係市町村へのヒアリング結果についても、この専門家ヒアリングと同様に項目ごとにまとめて対応、反映状況を提示してくださいというお話がございました。これについては、各項目ごとにそのヒアリング先、そしてヒアリング内容、このヒアリング結果の反映個所という、これを明記した資料を作成しております。それぞれこのような市町の関係部所に対してヒアリングを実施して、それをこの個所に記載しているということをまとめた資料、これを今回中間報告の共通編になりますが、共通的にいただいた答弁を求める資料、理解をするものとして、今回、ご用意させていただきました。

続きましてですが、以下、生活1・2、自然準備、この意見整理表、前回までの小委員会で出ておりました各ご質問等について回答していったとおりに、今回、ご用意しました資料につきましてあわせてご説明をさせていただきます。

まず生活1のほうをご覧いただきたいんですが、横書きの13枚もの、上のほうに生活1と書いてある、そのエクセルの表にございます。まず、ちょっと左側について、2、3というふうに、ずっとナンバーで呼ばせていただきますが、まず2番目の内容でありますけれども、これはルートの選定の経緯について、6.3の8から10の説明だけでは中々よく分からない。この部分をもう少し具体的に記載するべきではないかというようなご意見でございました。これについてですが、これは本編に、8から10に、絞込みに当たっての制約条件とともに、これはそれを適用したうえでの路線選定の考え方につきまして具体的に書いております。さらに図のほうでも、これは11ページから20ページにあるんですが、これは実際にどのようなものを回避したかと、回避対象がこちら側の本文に書いたところに対応する形で図上に書いておまして、さらにそこで路線の位置を示しているという形で、我々としてもこれを具体的に記述と共に図でも確認、ご覧いただける形で記載しているものと、いうふうに考えております。

3ページ目、No.3-4ですが、これはいずれもさらなる環境保全措置ですけれども、これは今記載しているもの以上に、より改善的な保全措置というものを提供する考えはないのかといったようなご意見だと思いますが、これにつきましては、まず環境保全措置ですが、今の準備書では事業者として実行可能な範囲で、現時点で最適と考えられるものを記載しております。しかしながら、今後の技術開発等によって、当然、我々が実行できる範囲になりますが、より環境への低減効果が見込まれる、環境保全措置、そういうことが新たに考えることになれば、その実施については当然検討していくということを考えております。

続いて、めくっていただきまして、No.5のほうをご覧いただきたいと思いますが、No.5では、前回これは資料提示をいたしました、想定よりもカーブであったり、勾配であったりと、そういった道路条件を、車が走る場合に、今の排出条件、排出係数のままでいいかということに対しての検討を加えたものです。これは前回資料提示をさせておりますので、内容については重複しますので割愛させていただきますが、結局はこういった、通常、フラットな道路以外の環境でも差異を出したわけですけれども、それほど環境基準に対する負荷が増えるわけではないということをお示ししましたので、この

ような考え方につきましても評価するほうに、結果、こういうそれ以外の対応じゃない場合についてもこんな感じになるといったことを評価書への記載というのを考慮していきたいと思っております。

また、7でございますが、これも寄与率の件でございますけれども、これも寄与率のパーセンテージがどれくらいになるかというのを評価のほうの記載例として、前回、お示ししたものでございます。これについても寄与度が高いところがございまして、これは工事期間のうちのピークを対象として考えたものでございます。これがずっと工事期間中に続くわけでもございませぬので、そういった考え方について、またこれは評価書のほうに、ご意見いただいたとおり、評価書のほうにそんなことの記載を考慮していきたいと思っております。

No.8番についてですが、これは前回もお示ししましたとおり、風向・風速等の調査地点と資料集のリンクが分かりづらかったところでございますが、これは分かり易いように評価書のほうで記載を工夫していくということでございます。

続いて、めくっていただきまして、4ページ目、No.9でございますが、これも通年データの四季平均の期間による差異の程度、これを計上した資料を出ささせていただきました。これについては今日お配りした生活1の資料集をご覧いただきたいんですが、こちらの資料集の1ページ目になります。大気質の誤差要因と予測濃度への影響についてということで、こちら側の主な予測、やはりデータ集計上の誤差の要因がございまして、このデータについて考えられる要因を三つ挙げております。

一つ目が気象データについて、四季と通年データによる誤差、期間代表性の問題でございまして、これは基礎データに通年データを使用した地点については、四季データだけで見た場合と、通年データを全部使った場合ですね、それぞれ二酸化窒素やSPMの予測濃度にどのくらい差があるかと。これは前回、資料で提示させていただきました。このほかに2番として、地域代表性として一般環境大気測定局のデータを使用した個所もございまして、その場合と現地でのデータがどれだけ違っているのかという予測濃度についての差を示すこと。そして、大気質データでございますが、これはバックグラウンド濃度として大気質データに使用している通年データ、これについても通年と四季でどれくらい出るか。基礎データの期間代表性。これらも前回、資料提示をしておりますが、このデータに関する予測誤差の説明する資料としまして、参考資料として、今後、準備書の資料編への記載を予定しているというところ。前回、1の1についてお示しさせていただきましたが、残りのものについてもお示しするというのを考えております。

また意見整理表に戻らせていただきますが、続きまして6ページのほうをご覧いただきたいと思えます。ナンバーでいきますと、No.11から12でございますが、これは列車の騒音の環境基準。これについては、やはりエネルギーベース、あるいは国際的な基準に基づいて行うべきではないかといったようなご意見でございました。これについては今までも回答させていただきましたが、やはり近年の騒音基準として、等価騒音等のレベルを用いているという流れもございまして、現段階でこの整備新幹線を含めた現行新幹線に求められている環境基準、これは定められておりますので、超電導リニアについてもこの基準に基づいて、いわゆるピークレベルの評価を行っていくことを考えて、評価表にそれを生かしております。しかしながら、今後、こういった国際的な流れを踏まえて、関係法令等に基づく新たな基準が定められた場合には、当然それに基づいて対処していくということでございまして、現行、新幹線の環境基準で定められた基準に基づいてやっていくというような姿勢でございまして。

続きまして、あとは前回回答と重複している部分は割愛させていただきます。

続きまして、8ページでございますけれども、8ページもこれはより良い保全措置への検討でございまして、これも先程技術開発等があればそれを見込んで新たに検討していくということで、同じような

流れになるかと思えます。

9 ページのほうでNo.18でございますけれども、これは磁界のほうで、予測結果の実測結果はどうなっているかと。先日、実測した資料を示すべきではないかということで、こちらの生活1の資料集のほうの2ページ目以降をご覧くださいと思います。

こちらのほうに磁界、今回の測定結果ということが載っています。これは当社ホームページでも掲載しているものでございますが、その中から特に予測値と実測値の違いが分かるような形でまとめさせていただいたものです。それぞれの、これはちょっと車内磁界も含めた部分もありますが、この測定地点、全部で6測点ございますが、このうち予測値として準備書へ掲載しているものについては、その準備書掲載予測値と今回の実測値、両方書いてあります。また、車内磁界のように、アセス上の予測として出していないものについても、その当日、実測した結果を載せているということでございます。これはご覧いただければ、まず予測値と実測値がほとんど変わらないということ。それでイクニリップ（ICNIRP）のガイドラインに対して十分下回る結果になっているということがご確認いただけるかと思えます。

また、磁界についてでございますが、意見整理表のほうに戻りますけれども、No.19でございます。これは1ミリテスラ、ペースメーカーの承認基準になります1ミリテスラの話に関して、沿線では住民が1ミリテスラ以上の磁界の影響を受けることのないということを明記するべきではないかというようなお話でございました。これについては前回回答しておりますが、評価書のほうにこの沿線において住民が1ミリテスラ以上の磁界の影響を受けることがないというようなコメント、これについては記載を考慮していきたいと考えております。

No.21でございますけれども、これは日常的な視点からリニアの構造物によって、例えば八ヶ岳、南アルプス、富士山、そういったものが見えなくなるという個所もきちんと押さえて、そういったところから検討を行うべきではないかと、いったようなご意見もございました。これについては資料の11ページをご覧くださいと思います。今回、この身近な視点から、この富士山等の見え方を見るといった時には、これはちょっと帯的に示しますと、結局、周りの建物等がございまして、リニアの構造物ができる以前にそもそも見えなくなっているといったような、微細な関係を、このような形で示すのは非常に難しいと考えます。例えばこういう建物があって見えないというものを表して、じゃあそのうえでリニアができたならさらに見えなくなるのはどこかということにはちょっと表すのは非常に難しいことと考えるんです。そこで、身近な視点までも睨みますと、主要な道路、これは一応道路ですので、基本的にはそれで障害物はないと考えられますので、そういった道路から、この高架橋の存在によって見えなくなる可能性がないのはどれだけなのかというのをまとめたのが11ページ以降の資料でございます。

例えば、見方的に見ますと、例えば12ページのほうをご覧くださいんですが、資料集ですね。この富士山に対する見え方ですが、今、このオレンジの部分为主要な道路から富士山が見えるという範囲を書いております。これに対して、リニアの構造物ができることによって、構造物、高さ等がございまして、それによって、将来、富士山が見えなくなる可能性がある範囲、これを紫色で付けております。例えば12ページでいいますと、昭和通り、あるいは市川往還の路線の北側の一部で富士山が見えなくなる可能性があるないというのが出てきます。ただし、この見えなくなる範囲なんですが、これは高架橋の桁下が全部壁で連続していると。高さ20メートルの壁が連続するというふうな考え方の基に見えなくなると想定した部分がございまして、実際には桁下には空間等がございまして、これよりは見える範囲は広がるということになります。

これはあと、後程出てまいります、これについて富士山と八ヶ岳、南アルプス、それぞれについて、八ヶ岳ですと北側でございますので、主に路線の南側にこの路線の影響によって見えなくなる可能性がある地点が出てきますが。あと南アルプスですが、これは主に西側にありますので、釜無川を越えての西側のカーブによって見えなくなるような部分というのが出てくるかと思いますが、これについても20ページ以降ですね、南アルプスが見えなくなる範囲として、この紫の部分でお示ししているということで、おおよそこの道路の見えなくなる部分の範囲をもって、どの地域でも大体これくらいの範囲かなというような目安にはしていただけたらと思います。これを帯的に塗るには、ちょっと建物等の関係もありまして、中々結論を出すのは難しいということで、今回は主要な道路で代表的に提示させていただくということで、ちょっとイメージをつかんでいただきたいと思います。

続きまして、意見書に戻りまして、10ページでございますが、10ページのNo.22でございます。これは駅についてのフォトモンタージュ、あるいは駅付近ができることによって中央自動車道からどのような見え方の影響があるかということでございます。

これについては、前回のほうの資料で提示させていただきましたが、これは繰り返しになりますけれども、駅の景観については自治体の協議および今後自治体で行う広場の整備によって景観自体非常に周りとの関係で変わりますから、前回、駅ができた時の写真、アイメッセ近郊から見た眺めの高さとか、あるいはこの一部分ですよというような駅の構図のイメージも含めて示させていただきました。これ以上の資料というのは、現時点でお出しするのは難しいというふうに考えております。

一方、駅建設後の中央自動車道からの眺望でございますが、先程お示ししました資料の12ページでございますが、リニアができた場合の中央道、その12ページに山梨県より北側の中央自動車道、これは塗られていないということは、駅部の高さの構造物ができても、中央自動車道の高さまでは富士山は依然見えますというような検討結果もお示ししているということになります。ですので、駅の建設後の中央自動車道からの富士山の眺望については大きく阻害されることはないというふうに考えております。

続きましてNo.23、これは資料集の23ページが対応いたしますが、これは前回、非常口について景観の評価項目に挙げてないという理由の中で、そもそも眺望点や視点場がないというようなことを回答させていただきました。これが行えなくても良いということ、非常口付近に景観あるいは人触れ等の施設がどのようになっているかということをお示ししたものでございます。これが資料集の23ページ以降になりますけれども、これは非常口付近と、この赤、丸で、今回選んでおります景観上の眺望点および視点場、それと人触れ施設について描いております。

また、24ページのほうを見ていただきたいと思います。こちらのほうを見ますと、一部、早川の溪谷、景観保存地区、そのちょっと北側部分が掛かってくるんじゃないかということで、この部分について、非常口について、早川の景観を視点場にとり評価するべきではないかといったようなご意見が出るかと思いますが、これについては補足的に25ページのほうに資料を付けさせていただきましたが、これは非常口の二つあります、上の部分、これは既に早川の作業口として掘削しているヤードの部分でございますが、実はこの青色部分、旧県道37号というのがございまして、これは、この道路はバリケードがあったり、トンネルが封鎖されておるという所で、一般の人は立ち入れないような状況となっております。今、現行の道路は赤色の県道37号、これもすぐトンネルに、青崖（あおがれ）トンネルというトンネルに入ってしまう。ですので、今、この作業口がございましてこのヤードの部分、これは一般的な立ち入りもできない個所でございます。ここについてまた眺望点等を設定するのも、そういった状況を考えますと合理的ではないというふうに考えております。

この景観保存対象地区への眺望については、橋梁を眺める地点として、今、四角で書いた、No.14の眺望点を設けておりますので、これについても該当するものは眺望点として選んでおります。しかしながらこれは非常口とはトンネルを挟んで反対側ですので、非常口が見えるような眺望点にはならないということで、今回、このように景観人触れ等、該当対象施設が非常口にございませんでしたので、これらの検討は行っていないというのが前回もお示しした結果となるベースの地図でございます。

意見整理表のほうに戻りまして、No.25でございます。これは11ページ、No.25ですが、これは自治体の景観計画に対して、今回リニア構造物が、景観検討委員会もございましたが、これはどのような影響に対する検討を行っているのか。景観計画との関係においてどういった検討を行ってきたかというようなお話でございます。これは回答が一部重複する部分もございますが、地点の選定にあたってはこの景観検討会の専門家のアドバイスを受けて、各地区の景観計画の状況を踏まえて、例えば南アルプスの若草地域であれば、これは田園等として景観計画に載っておりますので、そのような地点を景観検討会の専門家のアドバイスを受けながら設定いたしました。

それで、リニアの建造物なんですけど、この景観計画は主に単体の建築物というのを対象、主にそういったベースで考えておりまして、このように連続する高架橋の構造物に対して、統一感の観点からは各地区の景観計画の整合性を図りながら、各地区ごとの構造物を個別に計画していくことは非常に困難だと思います。例えば、ある地区はこういった色のベース、茶色を基調としていたりとか、あるいは緑を基調としてます。そういった各地区ごとに定められた景観計画の中で一つの構造物を連続的に示すとすると、そのエリアで全く違った物をデザインしなければならないといったところで、非常に困難な面があると。やはりこれは単体の建築物とは違うものであるというような認識を持っております。

ただし、圧迫感とか、煩雑性の低減の観点の景観計画のベースとなって、統一的に景観に配慮すべき点、そういったものは景観計画検討会においてディテールなどの検討をしておるということで、普遍的に景観計画のベースとなるものについては、この基調として、景観計画の中できっちり検討いたしましたので、今回のデザインの中にも配慮するといったような考え方で景観計画に対する検討というのを行ってきております。

また、No.27でございますが、この人触れの予測において、今回、人が人触れの場として価値を感じる要素、そういったものをざっと予測結果等に反映して、なぜその人触れの名が選ばれてどういった機能があるか。その機能が工事の実施や改変行為によってどのように変化するかから、結果、人触れに対する利便性とか快適性がどうなるのかといったような評価をするべきではないかというようなご意見でした。

これについては、この人触れの予測におきまして、この人が人触れの場として価値を感じる要素、そういったものに触れて予測結果も追及して書いていくということで評価書においては対応していきたいというふうに考えております。

めくっていただいて12ページでございますが、No.31、32につきましては、全部事務局のほうからご指摘いただきました廃棄物および温室効果ガスに対するご質問等ございましたが、これはちょっと今回までに集約が間に合いませんでしたが、今後、個々の意見に対しまして回答を整理して、このような意見整理上の形でご提示したいと思っております。これは次回の最終の予定されています審議会までに事務局を通じて委員の皆さんにもご回答したいというふうに考えております。

それとNo.33でございますが、この温室効果ガスに係わりまして、特に東京一名古屋間での予測。今、あくまでもこれは参考資料として、列車のCO2の排出、資料ですね、資料集のほうに付けておりますが、これは東京ー大阪になってきますので、これが東京一名古屋ではどうかという点について、こ

れについては、今、検討中ということで、これも最終の審議会までには、この検討結果も合わせて、どのように対応するかということをお示ししたいと思っております。今日については、ちょっと整理が、検討中でございますので、こういった形で回答させていただきます。生活1につきましては以上でございます。

引き続き生活2のほうに入らせていただきます。

あと、申し訳ございません、資料集のほうで、26ページのほうをご覧くださいと思います。これは中間報告のほうの対応でございますが、昨日、ちょっと事前に送らせていただいた資料と26ページとちょっと書き方が変わっていて申し訳ございません。この部分だけ差し替えさせていただきます。中間報告のほうで予測について、例えば等温線図とか、等濃度線図、こういった視覚的に影響の範囲等分かる資料を提出してくださいというようなお話がございました。これについては、今回、建設機械の稼働や車両走行に係わります騒音振動の程度の把握のため、予測地点における距離ごとの騒音振動の予測値として、この騒音振動の概況というものをお示しさせていただきます。

27ページのほうをご覧くださいと思いますが、これはそれぞれ予測地点におきます、これはデータが離れて、敷地境界からのデータが離れていくごとの騒音振動の大きさを示しております。今、準備書のほうで示しておりますのは、この0メートルと書いたところの値だけでございますが、そこから離れていくにしたがってどのように減衰していくかと。あるいはその敷地境界から離れるにしたがって、どれだけの音になるか。比べてみれば、路線からこの程度離れた位置ではどのくらいの音になるかということを示したものです。

こちらのほうは平面図上の図と、あとグラフのほうで、後ろのほうに示しておりますグラフについては、35ページ以降に示しておりますが、これによっておおよその個所、予測地点での近傍での騒音・振動、その程度。それとどれだけ離れば大体どれだけの音になるかというのを、削る機械、工事車両、その騒音・振動についてまとめさせていただきます。

ちょっと今日は整理が間に合いませんでしたが、大気質につきましても同様に、このような平面図上で、距離に対する濃度の減衰状況、それとグラフ化しまして、大体どれだけ差がつくかというのを整理しまして、大気質につきましても同様に、こういった資料の形で、これも最終の審議会までに事務局を通じてご提示させていただきたいというふうに考えております。

生活1関連の資料関係の説明は以上でございます。

続きまして生活2のほうに入らせていただきます。

こちらにも意見整理表でご説明、見ていただいて、資料集のほうとあわせてご覧いただきたいと思っております。

まずNo.2から6についてですが、これはほぼ当日回答した内容と一緒にございますので、ちょっと時間の関係上、またご覧いただきます。ご質問等あれば、また改めていただきたいと思っておりますので、割愛をさせていただきます。

続いて2ページのNo.7でございますが、これはアセス手続き後の話でございますけれども、アセスをやって終わりではなくて、工事実施段階におきましても事後調査が当然でございますが、先程お示しましたモニタリング等も実施して、その結果についても公表していくということでございます。

そして3ページのほうに入らせていただきますが、3ページの9から11についてでございますが、これは茂倉鉦山付近の水質等の調査をどのように考えるかということでございますが、この茂倉鉦山付近におきましては、現地調査の段階では実測定等の実施はしておりませんが、今後、この茂倉鉦山の坑

口を対象に、近傍でトンネルを掘削する掘削前、掘削中、掘削後に、この鉱山出口付近におきまして水質のモニタリングというのを実施したいと考えています。また、茂倉鉱山の近傍のトンネルについても、この鉱山の影響を受けた流水等が排泄される可能性もございますので、このトンネルの排水、排出先数についても同様にモニタリングを行っていくということを考えております。

それと、3ページのほうのNo.13でございますが、この間の地質平面図・縦断図等お配り致しましたが、この中で断層や破碎帯等が明示されていなくて、これは重金属、地下水への影響がよく分からないではないかということでございますが、これは前回示しました図面が、現時点の調査で確認されております断層や破碎帯についても、一応これでお示ししております。重金属含有状況や地下水の状況把握のため、これらの、先程モニタリングのほうの考え方にも示しましたが、工事実施段階においてもモニタリングのほうを実施していくというふうに考えております。

続きまして4ページのほうをご覧くださいと思います。4ページのほう、14番につきましては、これは前回と同じ回答でございますけれども、我々としてはこの保全措置としまして、この水の濁りに対しましては、改変地区をできるだけ小さくすると。そして、工事排水の基準を守った工事排水によって、法令等に基づいた適切な処理を行って、排水を行って、それを見ていくということで適切に対処しながら工事を進めていくということをまず主眼に考えておるということでございます。これは前回の回答と一緒にございます。

それとNo.15、16についてですけれども、これは高橋の方法によります算出数値も出すべきではないかというお話でございます。これは予測は、これは高橋の方法によりまして、トンネルの工事、これは存在に係わります地下水の影響が生じる恐れが、どのみちそれを抽出したうえで地質調査結果を踏まえて定性的な評価を行わせていただいております。これには、この範囲を設定したうえで地質調査の結果、それを踏まえて考察したというものでございます。

まだ地下水や水資源の状況については、これも繰り返しになりますが、事後調査およびモニタリング等を実施して把握しております。

続いて5ページ目でございますが、No.17、18についてですが、これは生活2のほうの資料のほうをご覧くださいと思います。これは資料集のほうの1ページでございますが、これは前回の甲府盆地の帯水層等の考え方を示しましたが、これは自噴している井戸等もあるんじゃないかと。この自噴している井戸等への影響というのも図上で示す必要があるのではないかなというご意見でございました。これにつきまして、2ページのほうをご覧くださいんですが、2ページのほうの下線部分は今回一部加筆を加える部分でございます。この甲府盆地においては、自噴する井戸というのがあるのも確かでございますが、自噴する井戸でございまして、原理的には、この掘削部といいますが浅層の帯水層のごく一部。20メートルから30メートル程度の帯水層に対して5メートルから10メートル程度の掘削になると。さらに掘削部は高架橋でありますので、スパン部分が飛び飛びであるということ踏まえますと、地下水の流動に対してこの掘削部が壁のような形で連続して遮断するという。それと難透水層にまで及んで遮水するということはございませんので、自噴する井戸に対しても同じような形で、基本的にはこの影響がないというふうに考えます。

しかしながら、この掘削部、ごくごく近傍になりますと、このように非常に局所的な影響というのも考えられないこともありませんので、これについては今後ですね、これに必要なモニタリング、そういったものを計画して、監視を行えるような工事を進めていくということで考えております。自噴泉に対するような考え方もございまして、5ページ以降については、これも前回お示ししておりますが、我々の調査した結果も踏まえて、およその自噴状況を示した資料も今回添付した形で、前回の資料に付け加

えて、それもお示しさせていただきました。

続いて意見整理表に戻りますが、No.6 ページ、19 番でございますけれども、これは水収支に関連して、当然水量計算結果というのものもあるじゃないかというようなお話でございますが、今回、この水収支についても、水資源を評価項目としていることから、早川地区のトンネル工事や存在により影響を生じる恐れがある水資源についての流量等の変化、そういったものを予測結果、アウトプットとして数量としてお示ししているということです。水資源の評価項目に対して必要な結果をお示しさせていただいたということで考えております。

それとNo.20でございますが、これも地質調査に関するご質問の中で、中間報告にもありましたが、この地質図を作るにあたってどのような調査を行ったかというようなご質問がございました。これについては、今、お手元のほうに地質図の作成における地質調査についてということで、これは委員会への資料としてさせていただいておりますが、そちらのほうをご覧いただきたいと思っております。

委員のみの配布にさせていただきましたのは、前回の縦断図等につきましても、これまで審査のたびに、必要な情報については準備書のほうに記載しておりますが、その記載したものをどれで作ったかということで、かなり詳細な結果となっております。これについては我々も時間と投資をして、ずっと調査をしてきて、かなり直接、今回のアセスと関係ないような情報も盛り込まれて、一つの企業情報として考えておりますので、委員の先生にご審査いただく限りでご覧いただくという趣旨で委員限りとさせていただいております。

この地質調査につきましても、これらの平面・縦断図をどうやって作ったかというような作成のノウハウに繋がるものでございますので、このような形で、委員限りという形でお示しさせていただいておりますが2 ページ目のほうをご覧いただきたいと思っておりますけれども、今回の路線に係ります鉛直ボーリング、あるいは弾性波探査、水平ボーリングというものは必要な個所で行っています。これらの現地調査の情報と文献調査、あるいは文献とかそういった情報から得られたものを総合的にミックスいたしまして、最終的にはこの間の平面・縦断図を作成しているということでございます。今回、ちょっと山梨リニア実験線に係わるものについては、実線部分に係わる調査内容というのを後ろのほうに書かせていただいているということで、この資料については、申し訳ございませんが、こういった形でご確認いただければと思っております。

続いて7 ページ目でございますが、7 ページ目のNo.21でございますけれども、鉱山についての話でございますが、今回、我々が記載しているもの以外にもあるではないかというようなお話でございますが、鉱山の状況については前回も回答させていただきましたとおり関東地方土木地質図解説書および、こちらに書いてあります関東経済産業局鉱業課の指導等による鉱物による採掘権、敷地権の状況を把握しているというような状況でございます。今後、このような鉱山、あるいは特異な地質等が出てくる可能性もございますが、これについては工事实施の際には事前の調査によって適切な地質状況を把握していくということで、最終的には工事の実施の際に事前調査によって適切に地質状況を確認しながら掘削を進めていくとなります。自然由来に対する考え方は後ほどお示しさせていただきます。

No.23 以後でございますが、これは自然由来金属等の、地層を当然掘削していく場合に、頻度等、どのような考え方に基づいてやるのかというようなお話でございます。これについては資料集のほうにまとめさせていただいております。

8 ページのほうをご覧いただきたいと思っております。8 ページのほうに掘削土に含まれる有害物質の対応の考え方をお示しさせていただきました。

まず、トンネル掘削段階での対応でございますが、事前調査につきましては、この準備書作成段階に

おきまして、まず掘削範囲に該当する代表的な地層について実施して、その結果を準備書に記載しております。自然由来の重金属含有量試験および溶出試験結果について行われておりますが、いずれもこの調査結果からは基準値の超過個所は確認されておられません。しかしながら、代表的な部分でございますので、今後、施工前にも事前調査を実施してまいりまして、その結果を踏まえて詳しく調査すべき地層を絞り込んで、絞り込んだ個所について自然由来の重金属の溶出等に関する調査を実施いたします。それと共に、工事中は発生土に含まれる自然由来の金属等の調査を定期的実施していくということを考えています。施工中は、このマニュアル等を参考として実施していきます。

その試験方法とか調査頻度でございますが、これは絞り込んだ地層の状況を踏まえて、学識経験者等と相談して、適切に調査計画の検討をしてみたいと思います。また、この計画の検討にあたっては実際の施工管理を考慮しますと、迅速判定試験等の活用も含めて検討していきたいと思います。いずれにしても、まず事前調査を実施して、その結果を踏まえて詳しく調査すべき地層を絞り込んで、さらに掘削段階では、それら絞り込んだ個所について溶出試験あるいは重金属、それを踏まえてですね、重金属等の調査を定期的にやっていくというような考え方を持っております。

この掘削土、「なお」以降でございますが、掘削土を、汚染する可能性のある掘削土が確認された場合は、これはガイドライン等を踏まえ、あるいは土壤汚染対策法環境省令に準じて、適切に処理を実施していくということになります。

また、発生土置場等の対応でございますが、これは先日セレンの溶出が確認された他事例についてもお話がありましたが、まず発生土の仮置場、これを設ける場合には、発生土の重金属の有無を確認する間、管理を行うという、タイムラグが生じる場合には、これは発生土仮置場に屋根、側溝、シートの覆い等を設置して、発生土を適切に管理することで、雨水に溶ける重金属の流出を防止して、土壤汚染の回避を図ります。

最終的に運び込まれる発生土置場についてですが、これは発生元となるトンネルに事前に汚染の恐れがある地層が確認された場合には、これは当然掘削段階においても発生土に含まれる重金属等の有無を定期的確認して、そのうえで環境基準に適合した土のみをこの発生土置場に搬入することになります。先日の環境基準に適合した土を運んでもセレンが発生土置場に確認されたという事例も踏まえて、これは搬入後におきましても、発生土置場周辺の水資源の利用状況を確認したうえで、必要と考えられる井戸や河川等においても搬入後についても環境基準に適合した土においても水質の調査、モニタリングを行っていくということを考えております。これが自然由来等に対する考え方でございます、これ資料集の8ページに該当するものです。

(片谷会長)

説明の途中で申し訳ありませんが、平林委員が時間の都合で間もなく退席されますので、もし質問が、これまでの範囲でありますようでしたら、先に平林委員に質問を出していただいて、そこだけ先に可能な範囲で回答していただくことにしたいと思います。

(JR東海：島川所長)

平林先生に関する資料は13ページ以降にも書いてございますので、12ページ、13ページ。

(平林委員)

今、お話しいただいた範囲のところでお尋ねします。

事後調査及びモニタリング調査について、最初にお話しいただきましたが、モニタリング調査を実施していただくことは、やっておくこととてもよいことですが、頻度や地点数など、地下水の場合には、流量や水位が非常に問題になってくると思いますので、そういった点についても明らかにしていただきたいと思います。それがまず一点です。

2点目はこれからご説明いただけるとは思いますが、資料の12ページ、生活2の関連の12ページ、13ページのところでご回答いただいたところですが、13ページについては、濁りの件で、結局工事をする前の、事業をする前のコントロールという形で濁りがある程度把握しておかなければいけないということで調べていただいていますけれども、流川ですかね、これについては非常に高い値をとって、元々自然がこういう形であるということであればいいのですが、それについては、またよく検討していただいて、たまたまその調査をした時が濁っていたというのではちょっと困るので、慎重にお願いしたいということで、13ページのところで質問いたしました。調査をしていただいておりますので、おそらく問題はないかなと思っています。

それから12ページですけれども、ユスリカについては、別にこれでリストを出してくださいということでお願いしているのではなくて、ユスリカのようにある特定の種群について同定の関係で落ちている、あるいは落とされているということがあると、公平な立場で、特に昆虫相等を判断することができなくなってしまうので、ここの理由はあまりきちんとしたことが書いてありませんので問題はあるのですが、ただほかの種群についてもこういったことがないかどうかということでぜひ確認をしていただきたいということです。動物・植物の種の同定は可能な限り詳細に行っているという回答ですので、それをここでは信じたいと思います。本来はあまりいいことではないと思っています。

私のほうで今のうちにお話ししておかなければいけないのはその3点なんですけれども、何かお答えいただけますか。

(片谷会長)

事業者から、もし、今、回答いただけることがあればご発言ください。

(JR東海：島川所長)

モニタリングにつきましては、有害物質等の確認は事前調査の結果を踏まえて詳細な金属等を決めるということで、この段階で項目を決めづらいところもありますが、少なくとも評価書の段階ではどういった考え方で金属類とか、どういった考え方でモニタリングの個所を選定していくといった考え方については少なくとも明記していきたいと考えております。

また流川につきましては、調査をさせていただきます、速報ベースでございますが、前回120という値に対して16という値を得ています。これについては、前回の測定時には、我々の把握しないような状況もあったのかもしれませんが、やはりちょっと異常値であるという結果をいただきましたので、今回、改めて調査した結果を、最終的には評価書のほうに改めて記載させていただくことを考えています。

以上でございます。

(平林委員)

ありがとうございました。たまたまその時に異常値があって、それがいつも定常的にそういう形になっていると判断してしまうようなデータはまずいので、今回のように、我々は指摘しないといけませ

んが、今回はきちんと正常値を把握していただきましたので、良かったかなと思っています。

もう一つは、今日お示しいただいた専門家による技術的な助言の内容の資料ですけれども、これは全体的な話をちょっとお聞きしたいと思います。技術的な助言を専門家からいただいて、それに対して報告書、準備書の対応状況ということで、その対応表を作っていただいておりますけれども、この対応の仕方というのは、どなたがしていらっしゃるのでしょうか。

なぜそんなことを私が聞くのかというと、専門家からの確な指摘をしていただいているのですけれども、それに対して報告書、準備書での対応状況が、その専門家が意図している内容で対応してないというところが何か所かあります。具体的に言いますと、例えば4ページの動物の魚類のところですが、上から二つ目のカラムになりますが、調査のところで、国内・外来種も含め、外来種の拡大や外来種の定着状況が分かるよう個体数や体長分布なども踏まえて調査結果をまとめる必要があると。今後の事後調査でも役立つと思われるという、こういう専門家からの助言があって、それで実際の対応状況としては、外来種について個体数を把握しました。また、調査地点においても各種の体長の最大と最少を測りましたと書いてあるのですけれども、これは最大と最少を把握しなさいという意味でやっているのではなくて、体長分布を出しなさいということは、要するにそこに定着している外来種が、例えば次の世代を生むような小型のものが多いか少ないのかといったような趣旨で、要するに齢別構成のようなものを求めなさいということをお求めているのですけれども、対応としては体長の最大と最少を求めましたということだと、本来の趣旨とちょっと違います。そうするとここの判断というのはどなたがどういう形でしているのかということで、せっかく専門家から指摘をいただいても、うまく対応できてないところがあると、せっかくやっていただいても反映できてないことになりますので、こういったようなところの対応の仕方をどなたがどういう形でやられているのかというのはちょっと全体的にお尋ねできればというのが最後の質問です。

(片谷会長)

今、ご回答いただけることがあればお願いします。

(J R東海：島川所長)

ちょっと実際にこの調査上の混乱点がございましたので、また整理させていただきます。

(片谷会長)

では、後日、事務局を通じて回答をお願いします。

平林委員、よろしいですか。

それではちょっと都合でご説明を中断していただきましたけれども、残りの説明を続けてください。

ほかに時間的な制約が厳しい委員の方がいらっしゃればやりますが、よろしいですか。

では、説明の継続をお願いします。

(J R東海：島川所長)

それでは続きまして8ページ目のNo.25の部分について引き続き説明させていただきます。

これは前回の地球科学図で全体の分布を示して、その中から調査地点を3点選んでというような説明をいたしました。この地球科学図等の考え方でございますが、前回お示ししたんですけれども、これは自然由来の土壤汚染の可能性を検討するうえでの一つの知見ということで考えてありまして、これが全

てというのは当然考えていないわけでございます。既存資料の結果や自治体のヒアリングの結果、それによって茂倉鉦山付近を除いて自然由来の金属が含まれる土壤汚染の可能性は小さいと。また、定期的な調査、法令に基づいた処理、処分をすることから、土壤汚染に対する予測結果としては影響ないと判断しておりますが、これは当然、先程の有害物質等の課題から先にお示ししましたとおり、これはトンネルを掘っていく段階で事前に調査をして、適時、その土壤の状態、発生の状態も確認していきますので、この土壤汚染に関しては、今後、工事実施前に事前調査をして、施工中も必要な調査を行って、発生土の状態を確認しながら工事を進めるということでありまして、これは実際の工事上、一つの考え方として、知見として、このような述べ方をさせていただいております。これはこれで一つの考え方であると思っておりますが、最終的にはこのようなモニタリングを通じて最終的には確認をしていくということで考えています。

以下、先程の有害物質に対する考え方が続きますが、10ページのほうをご覧くださいまして、No. 29でございますが、これは測定地点の3地点。位置がどのようなところにどんな地層が今回通っているのかということでございます。これは基本的にトンネルが通過する主な地層は何かという観点からやっています、それぞれ御坂層群、巨摩層群でいえば凝灰角礫岩。南アルプスでは四万十層群の岩盤が、その地層を対象に調査したものです。

実際、この地上部からの調査というのは、いわゆる範囲が限られておりますので、これもこの辺の地質状態、色々な発生土の状態については事前の調査を行って、施工中も調査モニタリングを行って工事を進めていくということでございます。

しかしながら、現段階でこれの大局、大まかな部分についてはこの地層の調査に基づいて判断していると。最終的にはこれらのモニタリングも行って確認をしていくということでございます。

No. 32以降につきましては、これは発生土置場等の考え方でございますけれども、これは基本的には前回、回答した内容を、ちょっと言葉を整理して書いているものでございますので詳細は割愛させていただきますが、No. 33につきましては、ちょっとご説明をさせていただきます。

No. 33につきましては、今処理が決まってない残土等どうやって処理していくのかというお話であります。いわゆるまだ未決定の発生土置場が、これに対するアセス上の考え等についてでございますが、こちらの回答のほうにもございますけれども、現時点で計画が具体化していない発生土置場、これについては今後、場所については県を窓口調整を行い、決定していくことになります。これらもまた繰り返しになりますが、今後、計画を具体化する発生土置場、これらについては9章、10章、こちらのほうに環境保全措置に続けてその保全措置も今回の事後調査により確認するんだというふうにしておりますが、この環境保全措置を実際に決めて、詳細に定めていくに当たりましては、当然やはり調査というのにも必要になります、その調査。それに対して、また影響を受けるのも必要となると考えておりますので、では、今時点で未計画の発生土置場で何をやっていくんだということについて資料をまとめましたので、これについては10ページのほうをご覧くださいと思います。

10ページのほうに、今後、計画を具体化する発生土置場の調査および影響検討の考え方についてというような資料を添付しておりますが、こちらのほうをご覧くださいんですけども、新たに計画が決まっていく発生土置場については、この保全措置、何をやる保全措置と、効果について不確実性のある規制のある動植物の生態系については事後調査を行うというふうに書いてございます。今後、この環境保全措置を定めるにあたって、当然実施する調査、あるいは影響を受けることもございますので、その今後の流れと、実際どういった調査や検討を行うかということについてご説明させていただきます。

まず、流れについてですが、こちらの①から⑤にございますが、この発生土置場の選定を行ったのちに、調査内容を計画して調査の実施、その結果に基づく影響の検討を行って環境保全措置検討、事後調査、モニタリング結果の策定を行います。そして、最終的には調査結果や検討結果、そして保全措置、事後調査、モニタリング計画についての最終的な結果を関係自治体・地域にお住いの住民の方へ公表していくという流れになります。

具体的な調査、影響検討の項目でございますが、これは11ページのほうにございますけれども、またこれは地域特性や発生土置場等の規模の状態によって変更、あるいはこれはやらないものも出てまいります。今基本として考えているものをお示ししております。

影響は、機械、建設機械の稼働におきましては、大気質や騒音・振動、動物生態系、温室効果ガス。車両の運行につきましては、大気質、騒音・振動、動物生態系。発生土置場の設置、存在に係わるものについては水質、重要な地形地質、文化財、動植物生態系、景観、人触れ。そういったものについて新たに計画が具体化した発生土置場、これらについても調査を行っていくということを考えています。これらの調査方法も含め、具体的な次第については今後も専門家の助言等を踏まえて、地域特性やその規模等を踏まえながら詳細については決定していきたいというふうに考えております。これらの発生土置場に対する考え方でございます。

以下のご質問でございますが、これは前回、回答させていただいたものと基本的には変わりませんので割愛させていただきます。

続いて生活2のほうの4のほうに戻らせていただきますが、4と5のユスリカおよび水の濁りに対する現地調査結果。これは先程、平林委員のほうでちょっとご質問があった、その中でご回答させていただいておりますので、その内容については割愛させていただきます。

そして、No.19でございますが、高下地区の環境への影響について。これは前回、中間報告におきます、当面資料提出を求める事項があって、高下地区の発生土による造成に係わる影響の程度および環境保全措置の経過の状況について整理した資料でございます。高下の造成については、この富士川町の最勝寺地区、高下地区から発生するトンネル発生土、約240万立米をこの地区の敷地、変電施設の大部分の造成に転用することを計画しております。これらについて、どのような環境影響項目について検討を行って、その結果、どのように書いてあるかということでございますが、これは20ページのほうをご覧くださいまして、このマトリックスでございますけれども、これは富士川町高下地区に関連する、マトリックスの抜き出したものでございます。そして、準備書での反映状況としまして、この予測結果、高下についてはどのように予測して、どう設定しているかというのがこの予測結果のこのページ数と予測地点の番号等で書いてございます。これに基づきまして、高下、この地区についてはこういった環境影響評価項目について予測評価を行って、それについてどう標記しているかというような形でちょっと整理をいたしましたので、こちらで高下地区に関するおおよその影響検討状況というのがご覧いただけるかと思っております。

そして21ページでございますが、これはちょっと植物動物生態系については、ちょっとここで書ききれない部分も中々ありましたので、ちょっと抜き出して書いてあります。植物については、この四角の中の重要種としては14種類が高下地区で確認されておまして、それぞれ環境保全措置として移植播種、あるいは工事残土等の緑化等の保全措置を講ずることというふうにしてあります。この14種のうち、こちらに明記しております8種類について環境保全措置を取ることということでございます。

まずは動物について重要な種は3種でございますが、直接改変等によって環境の一部が保全されない可能性があるとして、ミゾゴイ、サシバについては、後程、今回、資料としてもまとめていますが、環

環境保全措置を取ることとしまして、ご覧のような環境保全措置について取ることといたしました。これの保全措置の具体的なロケーション等については、後程自然系の確認の一部を踏まえた非公開資料としてまたご説明をさせていただきます。

また、生態系についてですけれども、高下地区は里山、里地里山の生態系、巨摩・赤石地域として位置付けまして、注目種として重要性の種はホンドキツネ、サシバ、典型性はシジュウカラ、アカハライモリ、オオムラサキ、それぞれ選定しております。このうち、直接改変等によって一部が保全されないとしたサシバ、地区はご覧のような保全措置を講ずることとしておりますが、この具体的なロケーションに対する保全措置の考え方も後程の資料でまとめていますので、またご説明をさせていただきます。

以上で生活2関連の資料および意見整理表の説明でございます。

最後に自然系のほう、まず公開のお話について説明をさせていただきます。

1月29日の公開資料のほうからご説明をさせていただきます。

まずNo.2でございますが、これは事業区域の図示ということで、工事実施認可前です、具体的な評価保全対策よりも中々事業計画との兼ね合いで限界があるというようなお話をさせていただきましたが、これについてなんですけれども、確かに詳細に決定した施設計画の前提としたうえでの保全措置等の記載は難しい部分がございますが、この保全措置の実施内容については、評価書により分かり易い記載というのを考慮していきたいというふうに考えております。

これについて自然環境の公開となっております資料集の1ページをご覧いただきたいと思いますが、これはちょっと生活1関係の環境保全措置の書き方になっておりますが、これは生活1に限らず、生活2、自然系の環境保全措置についても同じようなトーンで書いていきたいと考えております。この保全措置の内容については、準備書記載内容と書いてありますが、現行の準備書の内容でございますが、右側の部分に保全措置の概要ということで、この記載内容をより実施内容を把握し易いような記載しかたで保全措置の内容を書いておりますが、評価書におきましてはこのような保全措置の、より実施内容がつかみやすいような記載の仕方等を工夫して記載していくことを考えております。

それとまた、こちら意見整理表のNo.2に戻りますけれども、地域特性を考慮して、この保全措置について高下地区と早川地区については、環境保全措置の状況が分かる資料を今回提示いたします。非公開の資料となりますので、後ほどご説明させていただくということになります。

4ページ目のNo.13、ご覧いただきたいと思いますが、今は、非常に、ちょっと議論をさせていただきました高下地区におきますミゾゴイですね、この生態系の注目種としてミゾゴイを選定するべきではないかといったことに関連するやり取りです。

これにつきましては、前回、中間報告書の場面でもご回答させていただきましたが、ミゾゴイについてですが、巨摩・赤石地域の里地里山の生態系におけます典型性の注目種として位置付けまして、評価書において生態系における予測評価を実施してまいります。ですので、以下のやり取りにつきましては、このミゾゴイを生態系の注目種として選定すべきとのご意見に対するやり取りでございました。我々としては、最終的にこのミゾゴイを生態系において選定していきますので、以下の回答につきましても、今回のこの回答で一括回答できるのかというふうに考えておりますので、以下、同一回答といたしまして、これまでの議論、ミゾゴイを注目種として選ぶべきかとするやり取りも出ましたが、今回、評価書におきまして、ミゾゴイを注目種として選定するということをもちまして、以下については一括回答という形にさせていただきたいと考えております。

続きまして12月10日分の意見整理表についてでございます。これは7枚ものになっておりますが、7枚目の2番目でございますが、これは配慮書から準備書段階で具体化されているのだから、それに応

じて色々なこと、準備書の内容について具体化される必要があるのではないかとといったようなお話でございます。これについては、準備書までの段階は、保全については3キロ幅でお示しして、その後絞り込んでいくという段階でございましたので、評価方法に係わる全般的な配慮事項を計画段階配慮事項として記載してまいりました。今回、準備書の段階ではルートを絞り込んで計画段階配慮事項は環境保全措置の内容として具体化しておりますので、これを評価項目ごとに記載するという形で、配慮書から準備書段階における具体化というのは対応させていただいております。今後、工事実施認可後をさらに事業計画の具体化の程度に合わせて、この保全措置についても検討を行っていくということを考えているところでございます。

続きまして3ページ目でございますが、3ページ目のNo.9番目、これも以下、ミゾゴイの注目種の選定に対する議論の中で出てきたものでございますが、先程と同じように、今回、高下の里地里山生態系における典型的な注目種として、評価書のミゾゴイ評価をとりあえず実施いたしますので、以降の回答につきましても一括回答として回答させていただきます。

そして、資料集につきましてですが、公開の資料集No.2でございますけれども、No.2部分でございますが、これは中間報告にございました生態系の影響に関しまして、事業実施後のハビタットの形状規模、機能の変化に対する予測というのも行うべきだということでございます。この生態系の予測の考え方でございますが、まずこのハビタットについては、生態系として選定した注目種について、このハビタットを抽出して、たいへん可能性のある範囲との重ね合わせを行って影響を予測しているわけですが、この注目種とのハビタットの抽出の際には、以下のとおり、この生活史、利用形態によって選好性が異なる場合がありますので、このハビタットを生活史、利用形態ごとに区分して定めております。

また、注目種の行動範囲について、これは現地確認状況や既存資料等から把握しておりますが、この行動範囲を地形・食性・土地利用といった分布の要素を考慮してハビタットの分布形状というのを整理しております。そういったハビタットを抽出する前提のうえに立ったあと、これを抽出したハビタットに対して、まずハビタットの規模の変化がございますが、その広がり面積として把握しておりまして、改変可能性がある範囲によってハビタットが縮小消失する程度を直接的に定量的に予測しております。規模についてはこの面積によって定量的に予測しているということでもあります。

それと機能についてでございますが、その際にこのハビタットについては、生息可能エリア、繁殖可能エリアといったエリア別に面積を出して、ハビタットの機能を考慮して、そのインパクトも考慮して予測を行っているという意味では、この機能に関するハビタットの影響というのも考慮していくものと考えております。

さらにハビタットの形状でございますが、これは間接的影響として移動経路の分断であるとか、橋梁部に残るハビタットの分布状況、大きさ等を考慮して、間接的影響、形成的な予測としてコメントしているということでございますので、ハビタット、そもそも機能等加味してハビタットをまず抽出しておりまして、その後の評議会におきましても、その規模の大きさの変化、そして機能の変化、そして形状、それぞれについてはご説明した考え方に基づいて予測の中に考えているということでございます。

以上、公開部分につきましては今の部分の説明をもちまして意見整理表および資料説明とさせていただきます。

以上です。

(片谷会長)

ありがとうございました。非常に大量な資料を説明していただきましたので、だいぶ時間がかかりま

した。まだこれ以外に非公開部分があるわけですが、まず公開で審議できる部分について審議をしたいと存じます。

説明していただいた順序で、生活1、生活2、自然というように進めていきたいと思いますが、生活1の冒頭、最初のほうの石井委員のご意見は、よろしいでしょうか。

(石井委員)

いえ、意見があります。

(片谷会長)

コメントがありますか。では、生活1の意見整理表に戻っていただきまして、最初、石井委員からご意見をいただきます。

(石井委員)

全般だけで、景観は後回しでよろしいでしょうか。

最初の2番のところで、お願いしているのは、この準備書に書かれているのは、方針は書かれているのですけれども、最終的にここを選んだというところが分からないということなので、例えばクリティカルなポイントは幾つか多分あったんじゃないかということと、二律背反ではないですけれども、こちらを立てればこちらが立たないというような個所で、どう判断して最終的にその線を引き出したのかということをもうちょっと具体的にお示しただけないかということなのです。

これは、やはり住民とか、実際に自分の財産がかかっている人の立場から考えれば、これはどうしてこうなってるのかと、知りたいのではないかなという意味合いでもう少し具体的に書けませんかというお願いをしたので、ちょっとここの回答だと私がいつているのとちょっと違うかなというふうに感じましたということです。以上です。

(片谷会長)

今の件はよろしいですか。

(JR東海：島川所長)

また我々も同じ繰り返しになるんですが、基本的にその方針が、どういう考え方でやりましたという方針と共に、その方針を具体的に路線の選定にあたってどのように適応していったかと。例えば坊ガ峰等、地名も挙げながら、あと個々の施設等についても地名等挙げながら、こういったところを回避する案として路線を決めましたというふうに書いてございます。

さらに、言葉だけでは分かりませんので、そこにもありますが、3-11以降の、図面上は、じゃあそれが具体的にどういう位置にあって、それに対して路線はどのように選んだかというのも、これは図上で分かるように示しておりますので、我々としては、個々の家についてどうやったかという、そこまでの説明というのは中々難しいと思いますが、この路線を選定していくうえでの大局的といいますか、これを避けることによって線形との関係で決まってくるわけですが、この準備書の記載内容で、この路線設定の考え方、考え方だけではなくて、それを当てはめた場合にどのようなふうになるかというような経過についてはこの中でお示しできているものというふうに考えております。

(片谷会長)

よろしいですか。

(石井委員)

水掛け論ですね。

(片谷会長)

時間も既に予定時刻を過ぎておりますので、ではまた再度、石井委員からそういう指摘があったというのを、事業者のほうに受け取っていただいたということで次に進みます。

3はよろしいですね。

4も全般的な話ですが、これは、福原委員、よろしいですか。

そのあと、大気関係では私の指摘に対するような今日の資料集に出ておりますが、これはここに記載されていることを評価書に正しく盛り込んでいただければ、それで結構だと思いますので、そこは飛ばします。

続きますして次は騒音ですが、福原委員からご意見、あるいは追加の質問等ありましたらお願いします。

(福原委員)

当初に比べると、もう少し一歩一歩データが出てきて、だんだんクリアになっております。ただ、こういう中で、私が騒音とか振動の分野で申し上げてきている根本的な部分で、一つだけ食い違いといいますか、少し感覚が違うなというのがあるので、もう一度ご指摘申し上げます。

事業者側は環境基準との対比ということだけで常にやっておりますけれども、街中における環境と、こういう自然豊かな所における環境の状態は全然違う。そうした時に、特に自然環境がたくさんあるような所においては、ただ単なる環境基準、俗に言う行政上の目標値といわれているものを対応していこうとすると、非常に大きな自然が残っている所ではすごくギャップが生じるわけですね。そういう部分については、さらにどういうふうな対応をプラスしてやっていくのかという、そういう部分が中々出てこない。私はそういう部分を期待して質問を申し上げてきたというふうに理解をしておりますが、その辺のところについてのことがどうしても、なんと申しますか、一つ線を引く部分が、環境基準というところで線を引いて、それからの答えしか出てこないのがたいへん残念でたまりません。

それからこういうのは書類として残りますので、これは単純なことですけれども、正しく表記をしていただきたい部分があるので、今更こういうことを言わなきゃいけないのかなと思っておりますが、dBというのは小文字ではなくて表記記号で言えばdに大文字のBを書くわけですね。それがこの中では、これ単なるタイプミスとして見ていいのかどうなのかということがありますので、ぜひ注意をしてやっていただきたい。

ほかにも細かなことはありますが、大きな部分で言うと、自然が多いような所にはそれなりの対応をしていくと。

それから最後のもう一つは、今は確かに新幹線については最大値で評価をしております。しかしながら、ここでもちょっと出ておりますし、県のほうもそれなりのことを関係省と調整をしておりますが、現実にはエネルギーベースの検討をやっているわけですね。最初から申し上げているように、要は世界に冠たる最新技術でやるのですから、そういうものに対応できるようなものをというふうなことを望んではいるんですが、これからあとにそういう国際的な対応性だとか、評価方法が統一した時には、遡っ

てそのデータはこういうデータですということがちゃんと検証できるようにしておいておく必要は絶対にあるだろうと思います。そういうようなことも気を付けてやっていただきたいなというふうに思う次第です。とりあえずそこまでにしておきます。

(片谷会長)

ありがとうございました。

何か事業者から今お答えになることはありますか。

(JR東海：杉田副長)

まず建設関係の騒音についてなんですが、当然環境基準の規制については85dBという規制値があって、それを守ると言ったら当然なのですが、さらに当然今低騒音型のトラックとか、そういう機械がございますので、そういうものを積極的に採用して、さらなる低減というのは当然図っていききたいというふうに考えています。そして列車騒音のほうなのですが、当然リニアが500キロ走行ということはかなり大きいと。それで一番の対策としては防音防炎フードがあるのですが、それでも何とか66とか63とか、そういうところで、もう完全に覆うという究極の方法を使ってもそれですので、さらなる低減ということになりますと中々難しいだろうと。そういうところで土地の総合対策的なところで緑地の確保ですとか、あるいは受音側、住民の方をお願いしてそういう対策をさせていただくとか、そういう形で対策を考えていきたいというふうに考えております。

(福原委員)

一言だけよろしいでしょうか。受音側対策というのは、よく空港周辺でやっているような意味での防音住宅的な、そういうふうなことにまで踏み込んでやるということに理解してよろしいですか。それから、緑地帯というのは緩衝緑地帯という意味に理解して、つまり距離を確保しながら、あるいは心理的な緩和作用を置きながらと、そういうようなことまで含めてということに理解していいのでしょうか。

(JR東海：杉田副長)

緑地の確保のことについて言えば、ある意味それは県さんとの土地計画ですとか、誘致計画とか、そういうところとの兼ね合いで県さんとかもそういう計画上そういうところを緩衝帯、緑地帯として確保していただくとかということは考えています。

受音側については、特に個別の状況ですので、特に今現段階で完全に防音化するみたいのところまでは申し上げられませんが、最低限のことですとサッシとか、そういう窓側の対策というのは最低限としてやっていくということでございます。

(福原委員)

いずれにしても、そういう場合には個別とかエリアごとということになって参りますので、住民とよく話しながらお互いが歩み寄れるという言い方はおかしいですけど、理解しあえるような策を講じていくということは、決してそれを横に置いてというふうにはしないようにして努力していただきたいというふうに申し上げます。

(片谷会長)

騒音だけではなくて、このアセス図書全般に言えることで、要は環境基準をクリアしていればよいという姿勢ではいいアセスにはなりませんので、そこは前にも同じようなことは申し上げていますが、再度事業者の皆さんにはそれを認識、頭に強く押し込み、入れておいていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

では続きまして磁界の件で荒木委員お願いいたします。

(荒木委員)

18番と19番になっていますけれども、18番のほうは実測値の結果を示してほしいということで、ここに資料集の生活1関連の3ページから出ていますけれども、結局非常に予測値と実測値がほとんど同じであるということと、それから全ての実測値が1ミリテスラ以下であるということで問題ないのではないかというふうに考えています。私がおの9-19で住民が1ミリテスラ以上の磁界の影響を受けることはないというふうに明記しなければ、住民を納得させることは難しいだろうというふうに言わせていただいたのですが、これが達成できているということでもあります。

1ミリテスラにこだわったのは、一つは最も、まあ普通の人に関してはもっとずっと高い磁場でも問題はないのですが、ペースメーカーが最もセンシティブ、磁界に対してセンシティブなものであるということと、ペースメーカーを付けていらっしゃる方が非常に多いということもありまして、そういう人がたまたまその沿線に住んでいるとか沿線に近づくとか、そういうことがあった場合に一つはペースメーカーが1ミリテスラ以下では誤作動しないということが一応保証されているということがあります。

それからあと一つは、この静磁場の1ミリテスラというでは静磁場、誤作動の原因は静磁場だけではなくて変化磁場というか、dB/dtによって誤作動するわけです。そちらのほうも最大の磁束密度が1ミリテスラ以下であれば現在の500キロという速度から考えて、周波数から考えて問題ないというふうに考えられるので、1ミリテスラというのにこだわったわけで、それを達成、それ以下になっているということでまず問題はないのではないかと考えています。

(片谷会長)

ありがとうございました。

事業者側から何かコメントされることありますか。

(JR東海：杉田副長)

もちろん評価書にちゃんと1ミリテスラ。磁場のペースメーカーの話も含めて今、記載案を考えているところでございます。

(片谷会長)

これも再々申し上げていることですが、アセスの図書というのは我々審議会の委員が理解できればいいのではなくて、住民、県民の皆さんが安心できるような説明内容になっていなければ存在する意味さえありませんので、そういう主旨でより安心していただけるような記載というのを評価書で心がけていただくようお願いいたします。

では続きまして、景観と人触れですけれども、たくさんありますけれども、細かいところは今日は省いていただいて、重要な項目についてだけ、意見を石井委員お願いします。

(石井委員)

全般的に言えるようなことをお願いしたいなというふうに思います。

先ほど緑地帯の話があったんですが、さっきの説明からするとJRさんのほうで緑地帯を確保するということは全く考えていないということですね。

(石井委員)

それを前提としてお聞きします。今回資料として見える範囲と見えない範囲を地図で出していただいたのはありがたいというふうに思いますけども、やはりこれは面的に何とかして見せられるのではないかと思います。わざわざ図の中に、資料の11ページ、※印の2と書いて地形データのみで作成しているのであるとここに書くのであれば、同じ意味で幅で書いていただいてもいいのではないかなと思います。

それから現状の富士山が見える範囲と見えなくなる範囲で、あとの八ヶ岳とか南アルプスも一緒なのですが、ここで言ったら見えなくなるというのがもし完全に見えなくなるという意味で書いてあるのであれば、一部が掛かる部分というのをやはりそれなりに示していただきたいなというのがございます。

それから、これはもう再三言って、これも水掛け論的になるかもしれませんが、駅は幅が50m、高さが30m、長さが1キロもありますので、これを示さないというのはないのではないかと思います。先ほど駅前広場云々という話がありましたが、中央自動車道から見れば逆にそんな駅前広場とか見えませんので、上のほうはどれだけ見えるのかというのは示していただいてもいいのではないかなと思います。

それから25番。景観計画に関してということなのですが、さっき早川のほうでの図の説明の時にもあったのですが、皆さんの価値観で言えばそれでいいのかもしれませんが、景観計画をそれぞれ作った側の考え方とかがありますので、それに照らしてどうかというのはきちんとやっぱり示していただきたい。さっきの保全のしようがないから示さないというのもちょっとおかしいのではないかと思います。どれだけ影響があるのかをちゃんと示していただかないと、それが保全ができるかできないかというのは、あとあと皆さん一般の方々からの意見をいただければいいんじゃないかというふうに思います。

(片谷会長)

では事業者から今の回答いただけることがあればお願いします。

(JR東海：島川所長)

まず見え方の件でございますが、これは例えば帯状に示すと技術的にも帯状に示せばいいかと、このデータで単に整理ができるんですけども、そのリニアでじゃあここ全部見えなくなるんですかというまだ問題も出てきまして、だからそれ以前にリニアができれば十分富士山等が見えなくなった分もかなりあります。それぞれの識別が非常に難しいですし、我々これ示すことによってリニアで全部これ見えなくなるんだと。リニアによって見れなくなるということだけが非常に強調されるようなことになりますので、そういった部分で現実今見えている見えていないというのをこの地形データから落とし込むのはそれは不可能でございますので、そういった意味ではこういった基本的には障害物がない所でどうなるかということ、別におおよそ判断をしていただきたいという主旨で今回作っております。

それと中央道からの駅の見え方ですが、やはり中央道から駅を見た時にじゃあ何を見るかの話ですが、

やはり富士山でも山というふうを考えておりますので、その山の見え方を示すことによって、一つはその中央道から駅部を見た時のイメージ。その駅部の上が見えるということで、中央道を走っている人にどういう影響があるかと。ただ見えるという話ですね。でも富士山がそういったもので今まで中央道からの風景が阻害されるんじゃないかという意味では、一つの尺度として今回富士山はまだ見えるということがお示しできるということで、中央道からの眺めのどういうふうになるかというのはこの資料でもお分かりいただけるんじゃないかと思っております。

駅の景観の問題ですが、当然駅前広場を示さない分ボリュームがどれだけ見え方になるかということについては前回これだけの高さのものが、こういったデザインのものでこれだけの写真上の範囲を示しますのと、ということはちゃんと高さ、高架橋の高さと、その見え方のボリューム感というイメージを示しておりますので、現段階ではアイメッセのあの下に立てばこういった高さで、こういった物が造られるなということが十分把握できると思います。それ以上のイメージとか、調和とかという話になると、当然駅の周辺の見え方等が影響してくるので、そういった意味でどれだけのボリューム感での前回の写真に対する位置のお示しでご判断いただけるのではないかと考えております。

(片谷会長)

石井委員、どうぞ。

(石井委員)

先ほど片谷会長からもありましたように、一般の人がぱっと見て、一発で分かるという絵を作ってくださいと言っているだけなんですね。この間示された図は赤い線でこちら辺に一番高い所がいきますよという、その向こうは透けて見えている絵が描かれているわけですから、実際はそうじゃないですよというのを示してくださいと言っているだけです。

(片谷会長)

これも先ほどお話した住民の方々がいかにしたらより安心していただけるかという観点で評価書は再度作っていただきたいというのが一つの典型例かと思っておりますので配慮をお願いします。

そのあと廃棄物温室効果ガスはまだ資料が出ていけませんのでこれは次回なんですけれども、もう次回は答申をまとめなきゃいけない日ですので、次回その場で配布されてももう間に合わないの、必ず次回のこの審議会より最低でも1週間ですかね、できれば検討するための期間として10日ぐらいは我々審議する側も時間を持ちたいので、そのぐらいの期限で事前に提出していただくようにお願いします。

では、あとこの資料集の5番、生活1の5番の騒音、振動の距離ごとの予測値。これは福原委員が要望されたのですか。これはこういう様式で許容範囲ですか。

(福原委員)

ある程度分かるようになりまして、これがこれから先は実際の運行状況におけるL0系が走った時のそういう特性はどうなってくるのかということですね。

それともう一つは、表現は微気圧波でも低周波音でもいいのですが、これは騒音と振動でこうなっていますが、そっちの微気圧波的なものこのデータの表現の仕方というのは現段階では無理ですか。データは多分あるのだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

(JR東海：島川所長)

実際どこにというロケーションが列車騒音の場合は切れ目が分からないものですから平面に落とせないんですね。ですので、じゃあ平面に落とせないでどれだけ離れたら何dBというのは今予測値として書いてありますので、ちょっとそれ以上のものはちょっと難しいですね。

(福原委員)

ああそうですか。例えばあれは連続した低音源だという考え方でいけば、それこそ今の音響学会のASJモデルをシュミレーションしていてもそう難しいことではないし、なぜこういうことを言うかと言うと、特にさっき片谷会長も言うておりましたが、より住民の人たちが安心できるようにするためには低周波音なり微気圧波というものもこうですし、それは例えば圧迫感だとか、そういう問題はないんですよとか、あるかどうかは別ですよ。ないんですよとか、建物等のがたつきはそう問題ないんだとか、そういうものと対応していったりすることのほうが余計に安心になると思うので、なるべく検討してください。結論で言うとある程度出せるはずですよ。以上です。

(片谷会長)

これも宿題ということで持ち帰りいただきたいと思います。

それでは生活2に移ります。時間的に限られていますので、先ほど石井委員にも申し上げたと同じように、委員の皆さんは全ての項目ではなくて特に問題点の大きいと感じられるところなるべく絞ってご発言をいただきたいと思います。

生活2の冒頭のほうはほとんど坂本委員なんですけど、坂本委員から何か事前に意見は出ていますか。

(土橋副主幹)

出てきておりません。

(片谷会長)

事務局から、この資料は送っていますか。

(事務局：土橋副主幹)

資料のほうは事業者さんのほうから届いた時点で発送させております。

(片谷会長)

では坂本委員に意見を照会して、事業者にその意見を伝えてください。

では続いて、地下水関係ですかね。杉山委員、3ページの辺りの所はいかがでしょう。

(杉山委員)

生活の2の中で地下水とかについてはこれで構いませんが、二つだけ言いたくて、こちらの資料編のほうの2の掘削土に含まれる有害物質との対応の考え方というところで、先ほど平林委員の質問に対するご回答で、事前調査で決める予定だけれども、その考え方については明記していただくということを確認できたので、それはそれでいいと思います。

あと、発生土を仮置場する所についても仮置場と言ってもものすごく長期間に及んで作業をする所に

なるはずなので、その使用する前と後との影響があるかないかというのは確認していただきたいというのが一つプラスしてもらいたいのと、後半のほうに建設発生土の所で、例えば3番とか4番の辺りなのですが、県民の方が特に一番気になっているのは、この発生土の量がものすごく多いにも関わらず、その行方があまりよく分かっていないということが非常に気になっていて、坂本委員も私のほうもずっと質問させていただいていた内容で、特に例えば3番の坂本委員から富士川町については高さがどれぐらいなのか、どれぐらいの広さなのか、そこに持っていく発生土がどれぐらいの所にどうなるのかというのがイメージがわからないということを再三言っているんですけども、今こちらの資料編でいただいている6の回答のところでも十分入る量だと思われまうということと、240万立米の使用を想定していますという簡単に書かれているんですけど、どれだけの広さの土地に240万立米入るのか。例えばもう一個のほうは早川町の置き場はヘクタールの土地で数万立米と書いてあるんですけど、1ヘクタールの土地に数万立米入れると数メートル上がる、嵩上げされることになりまして、こっこの240万立米という比重が1.8ぐらい使うと、多分50万台ぐらいのトラックが行き来して運んでいくような、相当大きな影響が出るだろうと思われるんですけど、それに対してイメージにそういう具体的などういう範囲をどういうことをするのかというのがイメージされるような結果がいつになっても出てこないというので。できればどういう範囲で、どれぐらいの嵩上げがされるとか、一日当たりの搬入する台数はどれぐらい見ているのかとか、どれぐらいまでにしますというような方向性だったというのをお示しいただきたいと思います。

(片谷会長)

ちょっと私から補足しますと、昨日神奈川県でも同様の議論があつて、そこではまだ行き先は明確に全然なっていないんですけども、出る発生土の量に対して今県内でどのぐらい発生土処分場のキャパシティがあるのか。もちろんそれを全部この事業だけで使えるわけではないですけども、マキシマムという意味でどのぐらいキャパシティがあるのかといったような数値は資料が出てきましたので、あるいは先般長野県ではそれぞれの非常口、つまりトンネル掘って土が出てくる口ごとに毎年どれだけの発生土が出てくるというような表も出していただきました。ですからそういうまだ行き先を明確にできないのはやむを得ないとして、どのぐらい出てきて、それが県内でどれぐらい発生土処分できるのか。あるいは他の事業に引き取ってもらえるのかというような見通しはやはり出していただく必要はあると思います。それは次のこの審議会に間に合わなければ評価書までの宿題でもやむを得ないと思いますが、そういう他県でも少しずつ形は違いますが数字が出てきていますので、それはぜひ山梨事務所でも最大限の努力をしていただきたいと思います。

(福原委員)

会長、一言いいですか。

ほかの委員の方もご存知、片谷委員はこの山梨では会長をやっておりますけど、ほかの県でも委員をやっているんですね。だから今奇しくも出たんですが、この県では出ているけど、この県では出ていないみたいなものが僕多分一委員として見た時にいっぱいあるんだと思うんです。その辺のところも、よりほかの委員がたくさん県の兼務していれば分かりますけど、してない方がほとんどだと思うので、そんなところをもっとオープンにしたほうが、余計それこそ各関係する県を口出しできていいような気が私はしているんです。

(片谷会長)

これ事務局から言っていただければいいんですが、各都県の事務局の担当者の連絡会議というのがあって、そこで情報交換はされているというのが事実として一つあって、それから当然あれは事業者サイドでも各県の事務所が全く別に動いているということはありませんし、そちらに今日来られているメンバーも昨日も会ったばかりの人もいるというようなことがありますので、そういう意味の繋がりは保たれてはいるんですね。ただ、やはりそれぞれの県で審議会を出る指摘には多少違いがありますから、要求が違えば出てくる答えも違うという面もありますので、完全には統一されているわけではありません。ですからやむを得ない面もあるんですけども、ただ今の発生土の問題なんかも他県で数字が出てきましたので、それと同レベルのデータはぜひ山梨県も出していただきたいということです。

ただ、報道の方もいらっしゃいますので私の私見を申し上げますが、山梨県事務所は他県の事務所よりはデータは出すのが早いです。それだけは申し上げておきます。

ということで、今杉山委員、意見は以上でよろしいですか。

何か事業者側から今ご回答いただくことがあればご発言ください。

(J R 東海：島川所長)

高下の造成のイメージでございますが、このあとちょっと自然の非公開のほうで保全措置、事業者に対する保全措置の検討のところこういう改変があるのでこうですよというところで準備していますので、そちらのほうもご覧いただければと思います。

あと高さとか、いわゆる土を盛って大丈夫かという話は当然アセスとは別に埋め立て条例のものを盛るという行為に対しての色々な規制等がございますので、そういった中でちゃんとチェックしなければいけません。ですので、例えば環境に問題がないからいくらでも盛っていいかというところではなくて、そんなものは崩れないような、土質をどうするかとか、高さをどうするか。そういうのはまた別に構造的な問題の条例もありますので、またそれは条例の下に許可を受けて盛りますので、そういった面では安全性とか、そういうところはきちり担保されるものだと思っています。

あと今日もお示ししましたけど、新たに盛る、一番問題は土盛ったことによりどんな影響が出るのかと。それをちゃんと事業者として評価とか調査するんですかということについては、今日の資料でもお示ししましたけど、これから計画される発生土については、こういう項目についてやりますよというふうにお話させていただきましたので、そういった検証というのはきちりやっていますので、よろしくをお願いします。

(J R 東海：杉田副長)

あと工事用車両なんですけど、当然この集落の予測の際には当然この工事用車両を計算しております。さらについて申し上げますと、当然これ坑口と非常に変電施設とか近いので、当然その坑口から直にそのまま土を盛るということで、そのまま今すごい量ですが、それを全部外側から持ってきてすごい車が来るというわけではないということでございます。

(片谷会長)

ありがとうございました。

では生活2では角田委員がかなりたくさん意見を出されていますが、この全体を通して重要なポイントを指摘していただけますか。

(角田委員)

ではお願いします。

地質について再三お願いして地質図様のものを出してもらったということで、この前も書いてあったのですが、このアセスとはほとんど関係ないのじゃないかというのが一般的な考え方の回答だったと思うんですが、何で私がこの地質に拘ったかと言いますと、やっぱり日本列島を二つに分けているこの糸魚川－静岡構造線でありまして、今までここを開けたことがないので、ここを開けてどういう結果が出て、どんなふうになるのだろうと関心が高いわけです。これを逆に言うと外国に持っていった時にこういう事例が出れば世界の各所で参考になるような、そういう箇所です。日本列島を二つに分けた片方に片方の力がかかっている所ですから、そういうふうなこともあります、それは言わないで今まで質問させていただいたということなのです。ここのところは巨摩山地側と、それから南アルプスを構成している側の所で、ちょうどその境界が糸魚川静岡構造線で、工事でどうなるどうなる皆さん言っている由なのですが、それがどういう意味かあまりはっきり知らないというか、関係者でないとならないということなので、それを重きに置いて回答していただきたかったということなのです。

どういうことかと言いますと、そこに二つの力が加わっていますので両側にもものすごく大きな力といえますか、圧力が加わっています。それによって地殻が沢山割れています。割れることによってその割れ目に水が入ってきたり、あるいはその割れ目に鉱脈が発生する、金属が発生するような場所が出てきたりするという事です。一つの箇所言について言わせてもらいますと、先程の土壤汚染のところですが、この鉱山（茂倉鉱山）以外にはそういうようなものはないのだということがここに書かれていて、そのような回答になっていますがそれは大間違いで、例えば武田信玄公が金を沢山掘っていますので、これら金の産地になっていることは間違いありません。それから片方の巨摩山地は、今日本列島の周辺に多くの熱水鉱床がうまれています、それがすでに陸上に出た部分が巨摩山地です。ですから沢山こういう重金属が入ってきたりするような所でもあります。そういう意味でもその割れ目、実際には地上に見える部分というのは地滑りが起こっていたり、それから断層が発生していたりというようなことがあって、それをアセスに繋げるとすれば水であったり、今の土壤汚染というようなものが係わってくる事です。そういうことを考えながら地質図を作ったり、ここの回答を得たりと思っていたのです。この地質に限ってといいますと、土木にも関連してきていますので、これはアセスじゃないのだというふうに考えられてもらっては困ります。ここは非常に重要な地域で、色んなモデルになる所だということ、このため費用もものすごく掛かかりますので、そういう点をぜひ今後回答に生かしてもらいながら、実際にはだれが答えてくれるか人の名前まで出して、そういうことが分かる方にこれを回答してもらわないと、全体のアセスの方向が逸れてしまうのではないかというふうに理解しています。細かいところは省かせていただきます。

それかもう一つ、事務局のほうで前回出していたものを載せてもらうという資料が今回見つかっていないのですが、温泉関係がありましたので、それがどこかへ反映されているとは思いますが。この前の温泉審議会でも話がありましたので一言付け加えさせていただきます。

以上です。

(片谷会長)

それはまだこれから温泉に関する資料というのはこれから出てくるんですか。

(土橋副主幹)

そうです。ちょっとこちらのほう整えられるものを一通り整理してあります。

(片谷会長)

あと事業者から今角田委員のご指摘に対して何かご回答いただけることがありますか。

(J R東海：島川所長)

地質に関しては色々調べればきりがありませんけども、ここはどうなっているんだと探究していけばそれはどんどんボーリングすれば色々なことが分かりますし、調査すれば調査するほど分かる。それはまあぎりぎりにいくんだと思いますが、我々として今このアセスを行ううえでこれ今お示しした調査を行って、それを基に地質図を作って、それをモデル化して水収支なり、あるいは定性的な予測を行っているという意味では、既存の資料等を用いて、鉱山の位置も今世の中で調べられるというのがこの範囲で、あとどこに鉱山があるかということと本当に我々鉱山屋ではございませんので、それは事前調査でトンネルを掘るとどこに出てきて、そういう地質が出ればそういう対応をしていくという形でどうしてもなりませんので、その辺の線引きというか、限界というのは一つはちょっとご理解いただきたいと思います。

ただ、アセス上色々な地質とか地下水とか係わる情報というのは今のもので十分、まあそれが決定的なものではないから、だから事後調査をやったり、これからの調査でモニタリングしていきますけども、そういった意味では今の情報としては捉えるべきものは捉えていると思っています。

だから施工上の問題とか安全性という問題になると、これはまさに施工段階で事前調査によってトンネルを硬化させないように必要な対策を取っていくと。それはまさに施工上の段階でございますので、アセスという、そのアセスにおける調査の主旨というところからいくと我々としてはこの形で今後、施工段階できっちり対応をしていきたいというふうに考えます。

(片谷会長)

今回事後調査とモニタリングについてという資料も出てきましたので、特にこの地質、地下水関係については角田委員から色々強い要望が出ていますので、それに十分配慮していただいて、できるだけ厚くその事後調査の厚みですね、事後調査やモニタリングの中に取り組んでいただくようにしていただきたいと思います。

生活2は以上ですね。

それでは最後、自然に参ります。

自然は意見整理表が二つございまして、11月29日版と12月10日版がありますけれども、まず名前が出てくる順序で田中委員から全体を通して二回分の意見整理表と、この今日出た資料集を通してお気づきになった点をご発言ください。

(田中委員)

今日新たに作っていただいた公開というほうの2ページの資料ですが、この表1なんですけれども、こういうのが環境保全対策の書き方というのは普通にやっているんですけど。

(事務局)

はい。

(田中委員)

何か規定の保全対策があつて、そこの中からこれを選びます、これは選びませんとか、これは採択します、採択しません。こういうふうな書き方なんですか、普通。

(事務局：土橋副主幹)

今の環境保全措置の部分の最初に並んでいて。そのあとにそれぞれの項目について、その中でこれを取る取らないと整理していくということですね。確かに今それが始まったのはおそらく代替案を記載する、代替案という話の中で環境保全措置を幾つか並べてという中でそういった想定しうる環境保全措置が出てきた。

その中から事業者がこういう理由でこれを選びましたとか、これは不採用にしますといったことを。環境保全措置の選定の過程として示すようにはなっていると思います。

(田中委員)

こういうふうを書くように指導はされているんですか。

(事務局：土橋副主幹)

技術マニュアルというのは国のほうの主務省令とかで・・・

(田中委員)

これ全くおかしい書き方でね、もしそうだとしたらその主務省令がおかしいわけで、これ最初の5つぐらいの欄はほぼ書いてなくてもいいような内容なんですよ。一番右側のものがちゃんと書いてあればいいだけの話。だからページ数がむやみに使われているし、中身がないのにページ数が使われているというところがまず問題だと思います、これ。これをもし県のほうの指導でそういうふうに行っているとしたら、ちょっと改めていただきたいと思いますね。これ代替案の話とは全然関係ないですが。

(事務局：土橋副主幹)

今この1ページのこの部分の話のことですか。ここにつきましては特に県としてはこういう指導はしておりません。

(田中委員)

そうするとこれは今回のオリジナルティでこんな感じに書いてきた。

(事務局：土橋副主幹)

そうですね。県としてよく環境保全措置と、その措置の内容を詳しく書いてという話と、あと評価書の中でどこに書いたかということを書いてくれということは良く言います。ちなみにこの資料が幾つかある場合、JR東海のほうに確認をしたいんですけども、準備書の記載をこのように直しますという意味でこういう書き方になっていると・・・

(JR東海：島川所長)

ちょっと誤解を生んでしまったんですが、こういう書式にしましたというのではなくて、今書いてあるその内容の、この右から2番目に書いてあるような記述を一番右のような記述のように書き下して分かりやすくしますということです。書式は今出したこの回答ではなくて、右から2番目の記述になっているのをもう少し分かり易く一番右の記述にしますと。ちょっとその部分だけ見ていただければと思います。

(田中委員)

そういうことですか。これ内容のイメージって書いてあるから、こういう書き方で評価書で載せるのかなと思ったので・・

(片谷会長)

これ田中委員、ご発言の途中で申し訳ないんですが、私が実は指摘をして、そもそも環境保全措置の中に適切に処置をすとか、具体性のない記述が多すぎるから改めなさいという発言を前に生活の部会でしました。それに対してこの準備書記載内容をもう少し具体的な中身で対比して書いて出してきたのがこの表で。ですからこれは全然規定された書式とか、そういうことではないです。

(田中委員)

分かりました。じゃあ失礼しました。

それにしても一番右側のほうの内容はやっぱり依然として非常に漠然としている。これはこの前の話にもありましたが、これだけの長い距離、大きな土地改変があるアセスをいっぺんにこの一つのアセス書でやるというのは、やっぱりそこの無理があるわけですね。そこも無理があるからここもやっぱりそういうふうになってしまうということで、どうしようもないのかなと。できるだけ細かい具体的な表記にしてくださいとしか言いようがないんだけど、さっきまでやっていたソーラーの、ああいうレベルの話があそこまでの話をしていてね、こっちはもっと甚大な影響があるのにすごくラフな今議論をしているわけですね。それがちょっと何か制度的に問題があるのかなという気はします。

それとその次の2ページ目、ハビタットの形状。これは考慮していますとか整理していますというのは、これ今現在検討していて評価書にその中身が載るということを言っているわけですね。

(JR東海：島川所長)

今現在の準備書でこういう観点で予測を行っていますということですので・・

(田中委員)

今現在ですか。

(JR東海：島川所長)

はい。

(田中委員)

例えばその直接的な影響エリアをちゃんと図示して、それが何平米だとか、何ヘクタールとか、そういうような書き方というのはしているんですけど。それちょっと僕も見落としているのかな。これ一

番重要なところなので。

(JR東海：島川所長)

8章のほうで図の改変区域のハビタットを組み立てまして、そのハビタットについても例えば生息可能エリア、繁殖エリアということで、それぞれの面積を分けまして記述させて出しております。

(田中委員)

ミゾゴイについてどういう所が影響があって、今現在ミゾゴイの生息地として適正な所は何平米あって、何ヘクタールあって、そのうちどこどこがつぶれるのでそれが何平米になって、そういうのも書いてあるんですけど。

(JR東海：島川所長)

ミゾゴイはこれから注目種なんで追加しますが、昨日、今出ているものについてはそのようになります。

(田中委員)

そういうことですね。ミゾゴイは今回新たに増えることになったので、この2ページの内容はまだないということですね。

(事業者)

はい。

(田中委員)

分かりました。

じゃあそういう方向でよろしくお願いします。

(片谷会長)

ありがとうございました。

それでは佐藤委員。

(佐藤委員)

私のほうはほとんど非公開のところになってしまうのですが、一点だけちょっと意見を申し上げられると思います。

資料集の共通というところになります。専門家等による技術的助言をいただいたということで、方法書・準備書での対応状況とありまして、そこに動物、私特に鳥類ですけど鳥類欄がありますけれども、やっぱり技術的助言の内容というところを見ますと、これ悪く言うつもりはないんですけど、これではやっぱりこの程度のことしか出てこないだろうというふうに思いますね。内容的に非常に深く掘り下げたようなことを助言としていただいているんでしょうね。一般的な鳥類の研究書を読めば書いてあるようなことだけしか各専門の方からの助言がしていないので、ミゾゴイを生態系から外したようなこういう事態がきっと起こったんだろうというふうに考えます。

(田中委員)

ミゾゴイは書いてありますよ。

(佐藤委員)

書いてありますけども助言の内容がミゾゴイを調査したほうがいいですよと書いてあるだけなので、それに対して調査しましたということですね、対応状況というのは。何も対応していないわけですよ。ということは専門家がきちんとご説明を差し上げてないということですね。ミゾゴイについては専門家という立場であれば皆さん承知していますから、これはやっぱりきちんとやらないと必ず評価書で問題になりますよという助言をされるはずですよ、それは。そういうところが非常に抜けていて、だからこのあとの非公開のところでも言いたいことたくさんありますけども、この辺のアプローチからして問題だったんだろうなというふうに感じます。

(田中委員)

それでちょっと気がついたんですけど、この中に私のところに確か皆さん来られましたよね。今このミゾゴイはやっていないけれども定量評価をやると今回新たに変わってくれたようなことをやってくださいというふうに前をお願いした、そういうのはここに書いてあるんですか。何かぱっと見た時にどこにその定量的にハビタットの評価をするということが書いてあるのかなと思って。

(J R 東海：島川所長)

あくまでもこれ審議会の先生の説明としてさせていただいたものはこちらのほうに文面としては載せていないんです。ご説明として行かせていただきました。

(田中委員)

審議会のメンバーはその専門家に対するヒアリングというのから外れているんですか。

(J R 東海：島川所長)

基本的には外れているわけです。審査会の先生に対して我々は、説明をさせていただいたのは、そういう位置付けで。

(田中委員)

ああ、なるほど。そちらの説明を受けただけで、僕の意見を聞く会ではなかったという・・・

(J R 東海：島川所長)

ここへ書いてしまうとちょっとおかしなことになりますので・・・

(田中委員)

ただあの時にかなり定量評価をやるって明確に言っていたのに、そのあとのやつがそうになっていないので、それをずっと今までやり取りしていたわけですよ。だからちょっとそれ気になりました。

(片谷会長)

もうだいぶ時間が超過しておりますが、湯本委員、この公開の・・

(湯本委員)

結構です。

(片谷会長)

自然の、大久保委員はご発言ありますか、これに関して。

(大久保委員)

これに関連してはございません。意見としてはいいですか。

自然に関してですね。

(片谷会長)

非公開でない部分だけここでは。

(大久保委員)

はい、一般的なことですけども。

要するにこの種の保全は、結局はある植物種には植物種というものがあるけれども、その保全ということはどういうことかと言うとその環境を維持するという、保全するということですよね。だからある植物だけを大事にするじゃなくて、その環境を守るようなそういうふうなアセスが必要だし、また最小限のそういうふうな作業工程が必要だと。先程の前のソーラーのところでも言いましたけども、一番大切なことは保全の作業と同時に、そのあとの保護ですね、保護、保全というのは非常に大切だよということだけは意見として言いたいと。それ以上は植物の関係は結構でございます。

(片谷会長)

はい、では今出ている資料の範囲に関しては一通りご意見を伺いましたので、これで公開で審議できる部分は一通り済んだこととなります。

まだ非公開部分が残っているんですが、それ以外に事務局から審議会の意見の状況、関係市町村長意見、それから公聴会等の情報の説明が本当はそのあとにあるんですけども、傍聴と報道の方がまた非公開の間ずっと待っていただいたあとにその話をするのは何時になるか分からない状況ですので、その非公開部分を一番最後にして、事務局からの今までの審議会の意見の状況、関係市町村長の意見、公聴会での意見等についての報告というのを手短かに先にさせていただきますか。

(事務局：土橋副主幹)

ご説明をさせていただきます。

ちょっと時間もこの会議室を借りている時間もほぼなくなってきたので大急ぎで説明させていただきます。

最初に今回お手元のほうに資料の5番、6番、7番と資料を用意させていただきました。これにつきまして順次ご説明させていただきます。

まず資料の5番につきましては、これまでの審議会の状況という、まあ中間報告という形になっておりますが、これが12月19日に中間報告を出したものを知事意見にまず入れる、これを基本としてまず一通り眺め直しまして再配列しまして、補足すべき部分を足しました。

続きまして資料の6番。これにつきましては1月26日に開催しました公聴会での意見を取りまとめたものとなります。最初の部分に意見の概要をまとめたものが付けてございます。最初1ページ目から5ページ目ぐらいの間に全般的事項としてはこういったものが出てます。個別的なものについては、こんなものが出ていますということで整理したものになっております。今これ読み始めると時間がなくなってしまいますけども、かなり意見としてこれまで審議会で議論されてきたものと、それをもう少し聞き取り直したような形を地元からの意見という形の意見が出てきております。

資料7番。これにつきましては最初の5ページまでの部分に意見、全般的な意見と、あと各環境影響評価の項目別の意見ごとにそれぞれ整理をさせていただきました。元の文章、各市長さんの意見につきましては5ページ以降のほうに原文のほうを付けてあります。

今後はこの三つの意見にかなりこれまでの方法書等で出した意見の中でまだ反映がされていないものをちゃんともう一度反映することを確認しておかなければいけないもの等、多分これで今回のお話で大分資料が揃ったところがありますので、その資料を踏まえて先生方からコメントをいただく中で最終案を固めていくような形になると思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。

今日これを細かく審議している時間がないので、この公聴会での意見、それから市町長意見の中でまだこれまでの議論の中で出てきていないけれども重要性があると判断されるようなものがありましたら、各委員からこれも近日中に事務局にご連絡いただいて、これは今回の知事意見に取り入れるべきであるというようなご意見をお寄せいただくという形で処理をさせていただきたいと思っております。

事務局でもこの公聴会意見と市町長意見の中でこのまだ今までこの審議会で議論されていないポイント、新たな視点を衝いているようなものがあれば、それぞれの分野の委員に対して意見照会を掛けてください。それで3月5日に取り入れるものは取り入れた形でまとめるという形にしたいと思っております。

先に今後のスケジュールを確認しておきますけれども、3月5日が実質的に審議できる最終回になります。それ以前にもう先程もちょっと出てきましたけど、知事答申の、知事意見のその答申案を配ってもらって事前に検討していただく必要がありますので、今日以降の新たなご意見というのはやはりもう今日は6日ですから、やっぱりこれも来週いっぱいぐらいが限界ですよね。追加のご意見等を各委員からお寄せいただく場合、あるいはこの市町長意見の中でこれを取り入れるべきであるといったようなご意見も含めて、来週いっぱいを、ですから14日ですか、を期限とさせていただきたいと思っております。

先の1から3の議題で付帯意見として入れるべき事項というのは12日までというふうをお願いいたしましたけれども、そちらを先に優先していただいて、これに関する、この案件に関する追加の意見等は14日までをお願いしたいということですが、事務局それでよろしいですか。

(事務局：土橋副主幹)

結構です。

(片谷会長)

それでは今後の扱い方等の説明を先に順序を逆にしてやっていただきましたが、これで公開でできず審議は終了したことになります。

その他という議題があるんですけど、今日事務局からその他は何かあるんですか。

(事務局：土橋副主幹)

基本的には3月5日の日程の話ということだけです。

(片谷会長)

ではこれで公開でできる審議は終了いたしましたので、残る非公開部分の審議がございますので委員の皆様は恐縮ですがもう少しお待ち下さい。

では傍聴と報道の皆様はこれで公開できる審議は全て終了いたしましたので、ご退席をお願いいたします。報道の方でもし取材が必要な方は申し訳ないんですけど外でお待ちいただくことになります。

(報道関係者・傍聴者退室)

=非公開審議=

(片谷会長)

ありがとうございました。

事務局、場所は大丈夫ですか。

(事務局：土橋副主幹)

大丈夫です。

(片谷会長)

もう一つ、今から移動なんてできないから最大限・・・

(事務局：土橋副主幹)

8時に片付けが終わればいいということなので。

(片谷会長)

では順次関わられている委員のご意見を伺います。

田中委員、お願いします。

もうどの項目と分けませんので、ご自身のご意見に関わられるところを皆さんまとめてご発言ください。

(田中委員)

生態系のほうにミズゴイが入っていないという件は入れるということでさっきいただいて、ただ入れたとしても今回これ非公開資料でこういう保全対策とかが出てくるということは、入れると言っても非

公開になるということですか。

(JR東海：島川所長)

先ほど公開の場でミゾゴイやりましたので。

(田中委員)

そうですね。そうすると、ここ今非公開で1万分の1の図なんですけれども、このレベルのものが評価書の中に出てくるんですか。

(JR東海：杉田副長)

細かいハビタット、希少種のハビタットについてはちょっと重要性の観点から非公開バージョンとして県に提出させていただくものには・・・

(田中委員)

そうすると今見ているようなこういうのは依然として公開されない。

(JR東海：杉田副長)

県に提出する非公開バージョンのものには・・・

(田中委員)

それでこれほかの委員の先生方にお聞きしたいんですが、1万分の1レベルでもやっぱり非公開にしなければだめなんですか。私はこのサンバとかミゾゴイのやつは、もうこれぐらいであればごく普通に評価書、準備書に載らせるべきだと思うんですが、植物はちょっと置いといてですね。どうしても非公開にしなければいけないんですか。こういう資料がなければ、この資料を見て先程の保全対策の具体的な文言を並べてみなければ全く分からないですよ、見ているほうは。

前もお話ししましたが、アメリカでも昔はそういうことをやっていたんですけども、もう今では全てのものは公開すると、エンデンジャード・スピーシーズも含めて公開。公開しないことによって絶滅する可能性のほうがずっと高いということがもう明らかになっているんですね。ですから日本もいつまでもこういうものを未公開ということにしておくのはいかがなものかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

(片谷会長)

とりあえず、すみません、佐藤委員のご意見を。

(佐藤委員)

そうですね。色んな事業とか、当然非公開という部分があるんですけども、これはやはりその場その場でケースバイケースで皆さんが使われますね。環境省等の事業をたくさん見えていますけども、全部公開している部分もあれば、公開していない部分もあるということで、鳥類に関しても実は同じでして、私たちのやっている事業で1回公開したんですね。そしたら早速翌年カメラマンが殺到して大変なことになって、もちろんその鳥には被害はなかったんですけど、むしろ大変なことになったのは地元で鳥を

観察している人たちから大きな苦情が出て、やめろという、公開をやめろというふうな苦情が環境省に入ったと。鳥は別に被害はなかったんですね。そういう観点で言うと、公開したからといって鳥に被害があるかというのは一概にそれは問題ですとは言えないですね。場面場面だとは思いますがそれは。

(田中委員)

やはりこの1万分の1というのが、例えば500分の1ぐらいで非公開で我々が検討するというのは分かるんですが、我々がこの非公開で検討するのに1万分の1では結局何も分からないんじゃないですか。

(片谷会長)

今のところ、このレベルの図だともう非公開でずっとアセスでやっていますので。これちょっと今日の公開の是非を議論している時間はもうとてもないので・・・はい、事務局。

(事務局：土橋副主幹)

田中先生のご意見、もうやっぱりそのところは私たちの立場としてちょっと痛いところでは正直あります。また出して大丈夫という社会的な状況は実感として、一応保全する側が持っているか持っていないかということもありますので、今のところ、じゃあオープンに行きましょうというのは正直アセスの、この審査を担当者として怖いというふうに思っています。あとこれ別の道路案件の例の時には公開をした説明会の時に使っていた資料は地図を、下の図を抜いて行動圏だけを示したという例はあります。ただそれだとやっぱり何も分からない。要するに両方が重なって初めてというものがありますので、ちょっとそのところは少し時間をください。

(田中委員)

具体的に言うとサンバと例えばミゾゴイで、④と⑤の場所が一つの改編区域の中に含まれているんですね。そこに資材置場だとか、そういうものを入れるというふうになっているんですが、少なくともそういう重複して色んな貴重なものがあるような所は回避すべきだと思うんですね。だからそこがまさに開発するというふうにならなっているわけですよ。そうすると、できるだけ回避するという文言が書いてあったとしても、こういう図を見なければ、じゃあ本当に何が行われているのかというのは全く分からないわけですよ。この図を見れば、まだ回避していないんだと分かるんですね。

(JR東海：島川所長)

事業者の立場でご説明させていただいてよろしいですか。

我々としては、これ当然事業者としてこれオープンにするわけですから、一つは我々としては非公開にしたいところをオープンにやって、例えば事業者あるいはだれが担当してというものについては事業者としては責任の持てる範囲になります。ですので、オープンにしろというのは要請を受けて、オープンにしないでと言っていたかかないと我々として自主的にオープンにしますというのは一つ言えないと。ちょっと責任持てないというところがございます。それと仮にオープンにしたとしても、それに伴ってまたさらにこれを守るために過度な保全措置、これを知らせないために事業者はさらに、公開されたことによるまた負担と言いますか、そういった対策を取るというふうになるにはちょっと我々としても非常に辛いところで、そういった人たちが何かやると。そういった配慮を求めるといのはちょっと

またアセスと違う部分で・・・

(田中委員)

いや、それはおかしいんじゃないですか。それはより正確な情報が分かったことによって追加的な措置が必要になるという要望が来るのは当たり前の話で、そのためにアセスやっているわけですよ。

(片谷会長)

要するにマニアックな人が殺到するのは事業者と我々の責務ではないという・・・

(JR東海：島川所長)

そういうところが対応できないということです。

(田中委員)

専門家の意見をマニアックと言ってしまえば、すべてそうなってしまいます。

(片谷会長)

多分鳥より昆虫ですよ。採集マニアが集中するのは。

(田中委員)

昆虫はどうでもいいと言うか、今私が議論したいのは鳥類の話なんですね、鳥類。だから全部十把一絡げに公開すると言っているのではなくて、サシバとミゾゴイ。しかも1万分の1でこれ1センチ、100メートルですよ。これは本当に今事業者さんが言ったように事業者がやって責任取れない、それはそのとおりだと思うので、先程から県のほうに言っているわけですけども、多分こういうことを公開したら、そこをやっぱり公開した以上は見張らなきゃいけないとかね。そういうことになるはずなんです。それはやっぱり僕は自然保護をやる行政の役割だと思うんですね。

(片谷会長)

田中委員のご意見はごもっともだと思いますが、このころまで県に方針の変更を決断してもらうのは多分無理なので、これは県の宿題にして、この案件では従来通りでお願いします。

(田中委員)

どうしてもその縮尺の話が先程来のミゾゴイをちゃんと評価するか、正常に評価できているかということと直結しているので、結局これが、いや、やりますと言っても秘密の資料になってしまったら、結局中身はほとんど分からないことになっちゃうんですね、評価対象にしますと言っても。

(片谷会長)

ですから可能なのは非公開のまま、もっとでかい図を用意していただくというのはありうるやり方ですよ。ただ、とにかく生息、巢の位置が特定されると支障が出る場合があるということだと、先程の佐藤委員のお話では、さっきご紹介いただいた例では鳥そのものには影響がなかったということですけども、やはり出る可能性というのはありますから、先ほどケースバイケースという言葉が使われま

したけど、ちょっと一律には公開に切り替えるというのは今の段階では難しいという気が私はします。
福原委員、お願いします。

(福原委員)

分解能の話で、これ 1 万分の 1 ですよね。例えばこういう資料を見た時に、知っている人が見ると、自分の家だとすぐ分かるわけです、位置は。それぐらいが分かるようなぐらいのスケールでは出すべきではないと思います。なぜかと言うと、鳥の視点から見たら 100メートルなんていうのは大した距離じゃないわけだし、出すのであればもっと大きいスケールのものでやるべきだと僕は思います。

(片谷会長)

公開云々に関しては今日この案件の審議の中でちょっと議論しきれないテーマではないので、もっとずっと重いですから、また今後その技術審議の見直し等もあるでしょうし、あるいは少し審議時間に余裕のある審議会の日にもまた改めて議論をさせていただくことにしたいと思いますので、今日はちょっとご勘弁ください。

(福原委員)

もう一つ、いいですか。

建設のこういう時に、例えば音から見た時に低騒音、低騒音型とか低振動型の建設機械を使うよと。そしてさらに騒音シートと書いていますけど、逆にそういうのを使うのは当たり前ですけど、じゃあその防音シートをどのようにしたらどれぐらいのレベルになるから、そういう影響がないんだという線引きってどこでどういうふうにしているんですか。防音シートを使えばいいというか、なぜ僕こういうことを言うかという、至る所で今防音シートを使うわけですね。特に大した性能がないけれども、大きい防音と書いてあるシートを下げることによって感覚的に我々は、あっ静かにしているように見えるなと普通の人は思うけど、あまり減らないんですよ。だからそういう、特にこういう生態系の中で、これ、以前も僕全然別のことで聞いたことがあるんだけど、そういう関係が分からないみたいなことをおっしゃられたような記憶があって、そうするとこれを使ったから問題ないんだというわけにはいかないんだし、本当にそれを使うのであればどれぐらいのレベルで、どういう構造にしてきちっとやらなければいけないとかということを決めていかないと形だけのものになる可能性があるのではないかと思うんです。

(片谷会長)

それはもう事後調査というか、施工中のモニタリングでチェックをしていただくしかない話で、このシートをぶら下げれば必ず何デシベル下がりますとか、そういうデータってないですよ。

(福原委員)

シートそのものはありますよ。

(片谷会長)

実験室レベルでの話ですね。

(福原委員)

そうです。だけでも現実にはその施工方法とかではなくて、もっと逆にこれぐらいのレベルにこの辺はしておく必要がある、レベルというのは騒音ですよ、ほかもそうですが、そういう一つの逆の目安というのはもう延々とやってきているけど、これだけじゃなくて、もう何年も前からやってきているけど、それだけの具体的なことが全然出てこなくて、最後にこういう議論をするわけですよ。

(佐藤委員)

それに関連してですけども、おっしゃるとおりなんです。私ちょっと実はこれ言おうと思っていたんですけど、今回このようなものを出してもらって、これは11月とかに出してもらいたいものかと思っ

ているんですね。今出されても審議する時間がないというのが正直なところなんです。実は私個人的には次回の審議会はちょっと仕事があって出られないのでこれが最後なんですけども、まとめて言わせていただくと結局こういう保全措置を提示させていただいても、今会長が言われたようにこれ実際工事が始まって、鳥類にどんな影響が、ミゾゴイにどんな影響があるか、サシバにどんな影響があるのかって、これをだれが一体判断するんだと。相手は生き物、なまものですから、片やこちらは防音シートとか、そういう機械的なものですよ。それは数値で表せますけども、生き物のほうは数値化できないんですね、簡単には。

そうすると一番平たく言うと、工事現場を見張っている見張り役という人がいないとだめなんです、鳥類に精通した方がいて。それはもう今風にいえば第三者機関がいてちゃんと見ていると。どうも影響があるから、それはちょっとやめろ、1週間ぐらいやめろよということをやっている、そういう流れができないと、これは簡単に言えば絵に描いた餅なんです。

私が一番不安に思っていることは、今日出されたこの巨大なペーパーをいただきましたけども、ここに保全措置、ミゾゴイ、サシバが書いてありますけども、これって12月10日に既にいただいているんですね、保全措置として。とりあえずいただきましたから昨日見ましたけども、書いてあることはみんな同じで、何一つ何も変わっていないんですね、この保全措置は。文字、一字一句何も変わっていないことを2カ月後にまた出されても、これどうすればいいんですか。そこにちょっと憤慨しているんですよ。こんなものを今出して、一体何をしたいんですかって。地図上で1万分の1で、当然ここにヤードとか法面とか保守基地とか、これ出してもらったのは非常に良かったと思います。これはもう遅いですよ。これ11月に欲しいですね。確定してなくてもこんな形になりますよということを出していただかないとやりようがない。

(田中委員)

だからそれを一般県民もそういうものがなければ分からないと思うんですよ。

(佐藤委員)

おっしゃるとおりです。この時点でこれをやって、さっきまた福原さんが言われたように戻りますけども、これを本当にできるんですかという、私はできないんじゃないかと思っ

幾つか言いたいことはありますけども、知事意見に反映ということであれば全体としてはクマタカ、オオタカ、ミゾゴイという鳥類は非常にこの山梨県のことなので問題になると思うんですね。クマタカについては上野原市にも出ていますし、早川町非常に何ペアも居ます。オオタカも2カ所出ています。ミゾゴイもこの富士川だけでなく、笛吹市、都留市にも記録上は出ているんですね。こういった所も含めて、この今日いただいた資料集にあるこのやり方がもちろん規範になるわけですね。これに基づいてほかの所もやっているんだということで、事務局もがんばってこれまでいただいて、ずっとこれを出してほしい、出してほしいということで具体的な作戦を立てていただいたということだったと思うんですが、今日出たこの保全措置、一覧表を見ても全然具体的には何でもなくて、何がどうなるんだか全然分かりませんという、私は評価的には非常に低い評価です、これ。こんなことでは保全はできないでしょうねと。もっとさらに突っ込んで具体的な作戦が出てこないと思いませんね。

それともう一件。クマタカのところで気になったんですけど、景観のところで眺望点という言葉が出てきて、何か赤い印が早川の所に四角く別の資料で付いていましたけれども、公開議論のところですね。この眺望点って一体何なんですか。ここに何か造るんですか。これちょっと一問だけ答えていただきたいです。

(JR東海：杉田副長)

別に眺望点は特に造るものではなくて、元々そこに何か山とか、そういうものを見るための周りの山の頂上ですとか、あるいは場所によっては休憩所があったりして、特にうちが造るというものではないです。既存にある眺望点ということです。

(佐藤委員)

分かりました。そうですと当然早川のトンネルの周りにはクマタカの巣が一巣あるわけですし、眺望点で印が付けられている点からは直線で遮蔽物なしに巣と直結しているわけですね。そういう所を何か眺望点というふうにしてこういう公開資料に残すのはいかがなものかなと。だからやめたほうがいいと。一つそれは言っておきたいと思います。

(片谷会長)

すいません今のは何ページのどのことですか。

(佐藤委員)

いえ、さっきの公開議論の中で出てきた、景観のところに出てきた。ただクマタカの巣のことを言わなきゃいけなかったんで、公開場面でどうしても発言できなかったんで控えていましたけども、クマタカの巣が丸見えの所にその眺望点という印を付けるのはやめてくださいということですね。

ざっと言いましたけどもそういうことでして、具体的な保全措置案を、私が言っている具体的な保全措置案というのはこんなものではないです。もっと踏み込んだ保全措置案をきちんと立ててもらわないと、これで県知事に対して保全できますということは私は言えません。

以上です。

(片谷会長)

はい、今事業者から何か回答されることはありますか。

(JR東海：島川所長)

今後、我々としては現在想定できる中で、今までこの青い印で改変可能性の、かなりこれ以上大きくならないだろうというふうなところで示しているわけですが、まあ今の想定でできる範囲でこういった計画でやっていきたいということをお示しました。現行、これ以上の計画というのは、前回もお示しましたアセス制度上の問題もありまして、実際にはこういう実施委員会後に詳細な計画、を詰めていく中でこの場所についてはこういうやり方、ミクロな具体的な保全措置というのを検討してみる段階になるわけでありまして、今この段階ではこういった保全措置をやりますよという宣言で、実際にどのような状況になったかというのは、これは最終的に県の報告、手続き等でございますので、その中できちり検証していただく当然中間の段階でございますので、その検証内容を基にさらにこうではないかというようなご指導をいただければと。現段階でこれ以上このロケーションで具体化というふうに考えましても、肝心の事業計画のほうはこれ以上の深度化が中々難しい状況でありますので、決してだからできないというふうには申しませんが、今後のフォロー、報告、そういった中できちり対応していきたいと考えております。

(片谷会長)

はい、ではほかの委員のご意見。

はい、大久保委員、どうぞ。

(大久保委員)

前に私のほうから言いましたけども、里地とか里山の関係の植物の維持はどういうふうに考えているかと。ここに26ページにも書いてありますけど、他県ではどう扱っているかと、こう書いてありますけども、実際問題里に里山って、人が関わらないと維持できないですね。こういうものこそ逆に田中委員じゃないけども公開すべきじゃないかなと。

ある地域に任せて、それをJR東海が応援していくような将来の見通しが欲しいというような感じを持っていますけども、このここに移植についてはと書いてありますけど、キキョウやオミナエシを移植するのはわけはないんですよ。要は植えても今後継続するためには人の手が関わらなければだめですよ。ですから今後の維持管理というのは、その辺はかえって公開をして、その地域にお願いするようなJRのバックアップがこれはいいいじゃないかなと思いますけどもね。

(JR東海：島川所長)

具体的な、どこの場所に植えるかというのは分かりませんが、一つは調査した時に改変場所以外にも今生息している所がございますので、そういった生息している所にもって行くと。それは現に他の個体があるわけですから、そこで生息している環境はあると思うんです。だからそれは人の土地であれば、今後もこれを移植するからお願いしますという言い方しかできないんですけども、具体的にどうするかというのはまずは移植候補の種を決めて、その先を調べて、その段階で地権者などと協議していくということで、ちょっと具体的にじゃあ最後はどうなるのかということとはちょっと個別の議論については、まあその段階でまたやりますが、我々としては、最終的にそれがあとはどうにかなるか分からないというふうにはならないように地権者さんとしっかり、今までどおり維持されるような環境を見付けて移植の交渉をしていくという形を考えています。

(大久保委員)

これをきっかけにJRさんが里山づくりにバックアップしたらどうですか。いいPRですよ、これは。

(片谷会長)

これは多分山梨県事務所で決められる話ではないと思いますので、これは本社のほうにそういう提案を山梨県で受けたという報告をしていただくということで、今日はここでは回答は出てこないと思います。では湯本委員、どうぞ。

(湯本委員)

残土捨て場の下での生物調査についてですけども、私がお願いしたいことというのは生物相を調べることではなくて、そこの残土捨て場の所は絶対下流側に影響が出るはずなので、下流側への影響を見ていくという意味で監視するという意味で生物調査をしてほしいというふうに私は提案したつもりです。

(片谷会長)

要するにそれは工事開始後の話ですか、残土捨て場というのは。

(湯本委員)

残土捨て場が予定されている所の早川ですよね。ですから早川の予定されている所の絶対下流域に影響が出るわけですから、下流域の現在の様子から工事中、ずっとモニタリングしていくうえでもそういう生物調査というのは必要じゃないかという提案をさせていただいたつもりです。

(片谷会長)

早川です。残土の捨て場でなくて一時置場ですね。それはどうなのでしょう。仮置きする場所の下流側を事前に生物調査をしておくという予定は・・・

(JR東海：杉田副長)

それは生物相というよりは水質ですね。当然モニタリングですので、当然前の状態が分からないとそれが今いいか悪いか分からないということで、もちろん仮置場も含めて、もちろん発生土置場もそうですけど、工事前から継続的にモニタリングをして水質の調査を当然していきたいと思います。

(片谷会長)

その水質というのは化学成分の話というよりは、そういう指標生物を見る・・・

(JR東海：杉田副長)

当然その水質の中には生物が居るし結構濁りとか、そういうのがあって、それは当然水質としても評価していくものですので、その水質に何かしらかなり濁ったとか、そういうものがあれば当然その下の生物相にも影響があるということは考えられるので、その場合何かしら追加して調査とか、そういうことを行って計画していきたい。

(片谷会長)

ですから湯本委員のご指摘は、そこでどういう生物種が生息しているかも一緒に見ておいたほうが良いということです。

(湯本委員)

その通り。

(片谷会長)

そのほうが水質の変化を捉えやすいはずだということですので、それはぜひ今後の工事着手前、工事着手後の調査の計画の中に化学成分等の濁り度だけではなくて、それももちろん必要なんですけども、そういう指標になるような生物種として何がいるのかというのを入れておいてほしいということですので、それはご検討ください。

(J R 東海：杉田副長)

分かりました。

(片谷会長)

はい、佐藤委員。

(佐藤委員)

ちょっときつく言い過ぎましたので質問を変えて申し上げたいと思うんですけども、今出された、ここまでしかできないというふうにおっしゃいますけども、今出されている環境保全措置ですね、措置でミゾゴイやサシバは保全されると本当にお思いですか。もし思っていないんだったら、こうしたらできるというもし案があれば、それは聞かせていただきたい。ただ、J R 東海さんとしてはやる立場ではないという意見でも構いませんから、このままやって、あの方法で本当に保全できるんですかという・・・

(J R 東海：島川所長)

当然この改変以外のミゾゴイの生息する環境は押さえたうえで、まさにここしか住んでいないのであれば改変するこの4番のこの地点しかいないのであれば、これは当然そこに住んでいる環境を代替しなければならぬと考えますが、この周辺にも古巣は確認されていますし、生息、またこれ渡り鳥で、そこにまたこの違う場所に飛んでくる可能性も当然我々としてはこの影響を低減して、できるだけ戻ってきやすくするという中で、この富士川町のミゾゴイというのは二度と戻ってこなくなるということはないと考えています。ただできるだけ戻ってくるたびにこういった低減措置を取るということで対応していきたいと考えます。

(佐藤委員)

これはもう最初の審議会の時に議論したことの繰り返しですよ、今の回答は。つまり高下全体若しくは富士川町全部はJ R 東海さんの土地であれば今の発言はオッケーです。ですが自分たちの土地じゃないのに、そこに同じ環境があるから大丈夫だとだれがそれを保証するんですか。具体的にはにはゴル

フ場を計画する業者もいるかもしれない、メガソーラーを計画する業者さんがいるかもしれない。自分の土地じゃないのにそんな将来のことなんかだれが約束できるんですか。

(J R 東海：佐藤委員)

それについてはアセスですね、そういう将来の計画があれば当然反映されるべきものですが、今あるものを前提として考えなければ将来どうなるかなんていうことは、これは中々我々としても難しい。ただ、そういう将来的な改変が行われるのであれば、その事業者が今度はアセスして、また評価していくという形で進んでいくものと考えます。

(佐藤委員)

そうですね。それは多分回答としては正解です。ですから現状では東海さんがあの部分を改変するにあたってミゾゴイが守れるのかと言うと、これは守れないということですね。そういう結論でよろしいですか。

(J R 東海：島川所長)

それは極論でございまして、今ある環境が、今ある環境に対して考えればですね、これ以外、じゃあもしどうなったら、じゃあここを全部ですね周り全部ゴルフ場になるんじゃないかと、そういった議論は確証もないですし、今それを前提にじゃあどうするんだという議論はややちょっと飛躍しているんじゃないかと。

(佐藤委員)

ですからそういう議論は初回の時にやったんですから、今その話を持ち出すのは逆にやめてください、ということをお話をしたいんです。今こんな何回もやっている中で、そんな元に戻ってどうするんですか。そうじゃなくて、どうやったら保全できるかを今お話しているんじゃないですか。それはトンネルにするのが一番いいです。地上に出さないことです、リニアを。もしこれをもう一步譲って、明かり部分は全部フードですよ。それが一番いいんです。いかがですか。

(J R 東海：島川所長)

これもちょっと議論になるんですけど、じゃあこの会議によってミゾゴイが全部だめになるというのは逆にどこにどういった根拠があるかということになりますので、もうこれちょっとこれ以上やってもお話してもあれなんですけど、我々としては周りには今ある環境はあります。これ当然そういった考えもほかのアセスにもなると思いますが、これ把握していれば別ですよ。将来ゴルフ場になるのが分かっているのにここに居るから大丈夫。それが何年かしたらゴルフ場になるんじゃないかと。そういうことはそこまでいきませんが、通常は現状の状態を前提に、今我々のできる・・

(佐藤委員)

申し訳ないんですが、そういう議論をしているんじゃないんですよ。事業者さん側はとにかく希少種である鳥が居ればそれは守らなければならない。精一杯やっていただくわけですよ。それが本当に守れるんですかという話をしているわけですし、守れないんだったら守れないと山梨県知事さんに言えばいいんですよ。そういうことじゃないんですか。それをいかにも守れるかのようにこういう資料を出さ

後調査と区別するための用語だというふうに理解してしまっていて、それは通常の条例で言うところの事後調査に該当します。それは報告、公表、場所は公表できないですけど、報告は義務付けられていますのでこの審議会にも出てきます。それは制度としては担保されていますので、あとは事業者の姿勢として当然生物のモニタリング、事後調査ですから生物調査の経験のない人がやるということはありません。一方で、専門知識を持った人がきちんと調査して、もしその人の目で工事の実施方法がまずくて、鳥類に影響が出ているということが判断できた場合には、当然別の保全措置を追加で取るということはしていただかなければいけない。これはもう事業者の責務ですので、佐藤委員から今、厳しいご指摘がありましたけれども、そういうきちんとしたチェックは責務として事業者がするんだということは、そういう理解でよろしいですね。

(JR東海：島川所長)

少なくとも申し上げたつもりでしたけれど、当然やっていきます。

(片谷会長)

はい。ではそれをここで確認させていただいたということで、しっかり報告の中でどういう調査を、事後調査、モニタリングをしたのか、どういう担当者が、どういう専門知識を持った担当者がしたのかということも報告に入れていただくということをぜひお願いします。それがないと正しくやられたかどうかということが佐藤委員にも判断していただけないので、ぜひそれをお願いします。

(事業者)

はい。

(片谷委員)

では再度、田中委員。

(田中委員)

フォローアップが国のアセス法でフォローアップが制度化された時の前にフォローアップ調査をやったんですね、環境省の委員会ですね。その時にそれまでの全ての国とか自治体のアセスを調査して、そこで言っていた保全対策が本当にどれくらいちゃんとできているのかということをやっと全部追って調べたんです。その結果、ほぼ全部あとは野となれ山となれで、それなりにちゃんとやっているというのが数項いい事例としてようやく出てくるぐらいのが現状なんですね、何百のうち。だからそういうその保全対策を一通り文章で書いても、できるだけそこに具体性を持たせなければあとで評価もできないし、でもその時点で具体性を持たすことは結局できないので、専門家の指導を仰ぎながら最後までちゃんとやっていきますみたいな手続きの具体的な表現をそこに入れ込むことが本当に重要だと思う。

そして欧米のアセスは本当にみんなそうなっているんですね。そのあと協議手続きでどんどん具体的な保全対策が出てくるんです。そのアセスをやった時にめちゃくちゃ具体的なことが分かるなんていうことはあり得ないわけです。ですからそこはちょっと気を付けていただけたらと思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。

それではご意見が出尽くしたようですので、既に通算6時間という最長記録を更新してしまいました

から、ではあとは先ほど申し上げましたように最初の三つの案件に関する付帯意見としての、要するに事業者にとってやってもらうべきことというのは12日までで、この案件に関する追加のご意見、それから住民意見や市町長意見の中で答申に取り入れるべきもののご指摘については14日までに事務局にお送りいただくということをお願いいたしまして、今日の審議は閉じさせていただきます。

では事務局にお返しいたします。

後、資料の回収するものなどのご指示もよろしく申し上げます。

(進行：依田課長補佐)

貴重種に係る資料は先生方にお持ち帰りいただいても構いません。それでこちらに、事務局に預けてもらうものについては、表紙にお名前をどこかに書いていただけますでしょうか。

(事務局：土橋副主幹)

再度、先ほど日程のところをわざわざと説明してしまいましたが、今回は3月5日で、場所はこちらになりますので時間は13時半からとなりまして、次回のリニアのほうは意見をほぼ固めるような形で考えておりますのでよろしく申し上げます。あともう一つ、その時には昭和の土地区画整理事業のほうもおそらく意見が、縦覧の結果の意見がなかったということで、おそらくあと事業者のほうがありませんでしたという通知を送ってくれば、そこからまたカウントダウンとなりますので、その際に知事意見についても審議できればいいなと思っております。

以上です。

4 閉会

(進行：依田課長補佐)

それでは以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきたいと思っております。

皆様、長い間遅くまでありがとうございました。